平成 26 年５月 26 日

各 位

会 社 名　ユ ニ チ カ 株 式 会 社
代表者名　代 表 取 締 役 社 長　安江　健治
（コード番号：3103、東証第一部）
問合せ先　経 営 管 理 室 長　杉 澤　滋
（ＴＥＬ　06－6281－5695）

第三者割当による種類株式の発行、定款一部変更、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少、剰余金の処分並びに金融支援要請に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）にて、次の（１）から（５）までの各事項について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

（１）株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（以下「三菱東京ＵＦＪ銀行」といいます。）、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）及び三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「三菱ＵＦＪ信託銀行」といい、三菱東京ＵＦＪ銀行及びみずほ銀行とあわせて「本件引受金融機関」といいます。）との間で、株式引受契約書を締結し、第三者割当の方法により、三菱東京ＵＦＪ銀行に対して総額約 217 億円のＡ種種類株式を、みずほ銀行及び三菱ＵＦＪ信託銀行に対して総額約 58 億円のＢ種種類株式を発行し、当該払込金額を当社が本件引受金融機関に対して負う債務の弁済に充てること

（２）ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合（以下「ＪＩＳ」といいます。）との間で、引受契約書を締結し、第三者割当による総額 100 億円のＣ種種類株式を発行すること

（３）Ａ種種類株式、Ｂ種種類株式及びＣ種種類株式（以下、あわせて「本種類株式」といいます。）の払込を停止条件とし、当該払込の日を効力発生日として、資本金、資本準備金及び利益準備金の額を減少し（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）、資本金及び資本準備金の額の減少により発生したその他資本剰余金の一部で繰越利益剰余金の欠損を填補すること（以下「本剰余金の処分」といいます。）

（４）平成 26 年６月 27 日開催予定の第 204 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、Ａ種種類株式、Ｂ種種類株式、Ｃ種種類株式及びＤ種種類株式の新設等に係る定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。）、本種類株式の発行、本資本金等の額の減少、本剰余金の処分並びにＪＩＳが指名する各１名の当社社外取締役及び社外監査役への選任に係る各議案を付議すること

（５）借入先金融機関に対して、債務残高の維持を目的とした債務返済条件の変更等の金融支援要請を行うこと。

なお、本種類株式の発行は、本定款変更及び本種類株式の発行に係る議案が本定時株主総会で承認が得られることを条件としています。また、本件引受金融機関によるＡ種種類株式及びＢ種種類株式に係る払込みは、本定款変更、本種類株式の発行及び本資本金等の額の減少に係る議案が本定時株主総会において承認されること及び上記（５）の債務返済条件の変更等（以下「本件条件変更等」といいます。）に関する同意書（以下「本件条件変更等に関する同意書」といいます。）を取得していること又は本件条件変更等に関する手続きが本件引受金融機関が合理的に満足する状況にあること等を条件としており、ＪＩＳによるＣ種種類株式に係る払込みは、本定款変更、本種類株式の発行、本資本金等の額の減少並びにＪＩＳが指名する各１名の当社社外取締役及び社外監査役への選任に係る議案が本定時株主総会において承認されること、Ａ種種類株式及びＢ種種類株式の株式引受契約書が締結されること並びに本件条件変更等に関する同意書を取得していること等を条件としております。

Ⅰ．本件の目的

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

当社グループの歩みは、明治 22 年尼崎紡績の創業に始まり、大正 7 年以降は三大紡績の一つである大日本紡績として日本の繊維産業を支え、昭和 44 年の日本レイヨンとの合併によって、当社が誕生しました。現在、当社は、高分子事業をコア事業とする国内屈指の素材メーカーであり、特にナイロンフィルムにおいては、国内・アジア地域において圧倒的なシェアを有しております。

尼崎紡績の誕生から 125 年、当社誕生より 45 年を迎え、我が国経済を取り巻く環境はその間にも大きく変化しており、創業事業である繊維事業は、日本の産業構造の変遷に伴い、厳しい事業環境に晒されており、当社は 20 年来、繊維事業を縮小すると同時に、高収益事業である高分子事業へ軸足を徐々に移行してまいりました。

平成 24 年 5 月には、それまでの徹底した構造改革の継続、成長へ向かう強固な基盤構築のために、当社の「あるべき姿」として位置づけた長期ビジョン「ビジョン 2020」、及び現行中期経営計画「Change & Challenge ’14」（平成 24 年～平成 26 年）を策定し、機能資材メーカーとしての基盤強化と低採算事業の収益改善を図るべく、計画達成に向け全力で取り組んでまいりました。その結果、一定の改善はみられたものの、平成 24 年度は、長引く円高の影響から輸出環境は改善せず、また国内消費も力強さに欠き、平成 25 年度後半においては、急激な円高是正による景気底上げの期待感も高まりましたが、輸入財を主とする原材料費が上昇するなど、経営環境は引き続き厳しい状況を強いられ、中期経営計画はその達成が困難になりました。

かかる状況下、我が国がアベノミクスによる構造改革に取り組む中で、日本の繊維産業の草分けとして、微力ながらこれまで我が国経済の発展の一部を担ってきた当社としても、今一度我が国経済や社会への貢献のあり方を検討して参りました。

その検討結果として、当社は、‘倹素にして困苦艱難に耐え、創意工夫、変化と革新’を旨とした中興の祖である菊池恭三が掲げた精神に立ち返り、未来永劫我が国経済の発展に貢献できる企業としてあり続けるべく、創業事業である繊維事業からの大幅な撤退を含む聖域なき構造改革を断行する決意に至りました。

具体的には、下記Ⅱ．のとおり新中期経営計画（以下「本計画」といいます。）を新たに策定し、低採算事業及びノンコア事業の縮小・撤退による事業ポートフォリオ改革を通じて、経営資源を高収益事業である高分子事業及び成長市場であるアジア地域向けの事業へ積極的に投下し、持続的な成長を目指して参ります。大胆な事業ポートフォリオ改革には、多額の自己資本の毀損を伴うこと、また成長分野への積極的な投資を行い一刻も早い抜本的な成長戦略へのシフトを可能とするために、当社は、本件引受金融機関に対してＡ種種類株式及びＢ種種類株式を発行し金融支援を受けると同時に、国内で一定の投資実績を有し、当社の中長期的な企業価値向上に向けた経営方針に賛同いただけるＪＩＳからのＣ種種類株式による資金調達を行います。

かかる本件引受金融機関による金融支援により、大胆な事業ポートフォリオ改革を完遂させると同時に、ＪＩＳからの出資金を成長事業へ積極的に投資することで成長戦略を加速させ、将来にわたる当社の持続的成長を揺るがないものとし、本計画の着実な達成を通じて企業価値の最大化に取り組んでまいります。

また、当社の強みは人であり、改革にあたっては従業員に最大限に配慮を行うとともに、資金のみならず、人的リソースも成長分野にシフトし、成長戦略の加速を目指します。

なお、本件については、産業の新陳代謝を促すために本年１月に施行された産業競争力強化法に基づく支援措置の認定を取得すべく、経済産業省に申請することを予定しております。

当社は先人達の創意工夫や変革によって様々な困難を乗り越えて来ましたが、その精神を忘れず新たなユニチカとして新しい経営陣のもと、不退転の覚悟で全社員が力を合わせ変化をおそれず構造改革に取り組んで参ります。

Ⅱ．本計画の概要

１．本計画の基本方針

本計画（最終年度平成 29 年）は、最大限の自助努力に加え、ＪＩＳからの資本調達を原資とした収益事業への集中投資、低採算事業及びノンコア事業の縮小・撤退、本件引受金融機関及び借入先金融機関による金融支援を織り込んでおります。その実現に向け、長期目線での一貫した経営方針のもと、粘り強く実行し続ける経営姿勢の堅持、決めたことを具現化する業務行動の改革も同時に実行いたします。当社は、全社員が

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

力を合わせ企業体質や風土を変え、新しいことに挑戦していく所存であります。

２．本計画の骨子

上記の基本方針を実現するための本計画の骨子は以下の通りです。

（１）アジア市場向け、新素材・新用途向け拡販

成長市場である中国及び東南アジアへの製品供給能力の向上を図るとともに、国内外で高付加価値品を導入するための投資を積極的に実施することで、収益事業の拡大を目指します。

① フィルム、不織布事業における、アジア地域での能力増強と差別化品の拡販

② 樹脂事業における新素材・新用途向け拡販と、中央研究所開発素材の積極的な製品化

（２）事業ポートフォリオ改革

事業を収益性、将来性、グループシナジーを踏まえて峻別し、事業及び子会社数をスリム化することで、事業ポートフォリオの改革を行い、成長事業へ経営資源を集中投下致します。

① 産業繊維事業の構造改革

② 低採算・ノンコア事業の縮小・撤退

（３）管理コスト削減と組織力強化

抜本的事業再構築の推進、連結経営体制の整備及び地道なコスト削減努力を推進することで、収益体質の強化を図ります。

① 業務の集約、効率化による管理コストの削減

② 人事諸制度の見直し（登用・育成・評価）

（４）財務体質の健全化

各種施策を実現するための資金余力、財務基盤を確保することで、本計画を着実に遂行してまいります

① 金融支援及び外部出資による自己資本増強と資金調達

② これらを原資とした上記各種施策効果の現出

Ⅲ．金融支援

（１）本金融支援の概要

当社は、本計画に基づく財務体質の健全化策の一環として、①過剰債務の解消を図るべく本件引受金融機関に対する債務返済を目的としたＡ種種類株式及びＢ種種類株式の発行、並びに、②借入先金融機関より債務残高の維持を目的とした債務返済条件の変更（以下「債務返済条件の変更」といい、本件引受金融機関によるＡ種種類株式及びＢ種種類株式の引受けとあわせて「本金融支援」といいます。）の要請を行う予定です。

（２）本金融支援の具体的内容

①本件引受金融機関によるＡ種種類株式及びＢ種種類株式の引受け

当社は、過剰債務の解消を図るべく、本件引受金融機関に対して、総額約 275 億円のＡ種種類株式及びＢ種種類株式の発行を行い、当該払込金額により、当社の本件引受金融機関に対する有利子負債約 275 億円を弁済する予定です。

Ａ種種類株式及びＢ種種類株式の詳細は、下記「Ⅳ．第三者割当による本種類株式の発行について」をご参照下さい。

②債務返済条件の変更の要請

当社は、本計画の遂行及び本種類株式の発行にあたり、借入先金融機関に対して、債務残高の維持を目的として、当該金融機関からの借入約 1,600 億円について返済期日の平成 29 年９月末までの延長を内容とした金融支援要請を行い、金融機関との調整を開始いたしました。なお、債務免除又は金利の減免は要請しておりません。

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

（3）本金融支援及び本種類株式の発行による当社財務への影響

当社は、平成 26 年５月 13 日付の「平成 26 年３月期決算短信」に記載のとおり、平成 26 年３月期において、連結ベースで純資産額が 19,368 百万円、自己資本比率が 6.1%まで低下しております。また、当社が本日付で公表しております「通期業績予想の修正に関するお知らせ」に記載の通り、平成 27 年３月期は、本計画に基づく抜本的な事業再構築に伴う特別損失の計上により連結当期純利益の業績予想は△370 億円となり、本金融支援及び本種類株式の発行を行わない場合、連結ベースで約 160 億円の債務超過に陥る見込みです。

しかし、本種類株式の発行によって総額約 375 億円の資金を調達し、純資産額が約 215 億円まで増加することに加えて、当該資金により借入金の一部を弁済することで当社の有利子負債が約 275 億円減少します。これらにより、当社の自己資本比率は約 8.9%に向上することが見込まれ、財務体質の改善が図られるものと考えております。

なお、本計画の策定並びに本金融支援及び本種類株式の発行により、当社は、平成 27 年 3 月期の業績予想を修正しております。業績予想の修正については、当社が本日付で公表しております「通期業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。

Ⅳ．第三者割当による本種類株式の発行について

１．募集の概要

（1）A種種類株式

① 払込期日	平成 26 年 7 月 31 日
② 発行新株式数	21,740 株
③ 発行価額	１株につき　金 1,000,000 円
④ 調達資金の額	21,740,000,000 円
⑤ 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により割り当てる。 三菱東京ＵＦＪ銀行　21,740 株
⑥ その他	詳細は別紙１「A種種類株式発行要項」をご覧下さい。 A種種類株式の配当率は年 1.20%としており、A種種類株主は普通株主に優先してB種種類株主と同順位で配当を受け取ることができます。A種種類株主に対する配当は累積しません。 A種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付されております。 A種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得請求権及び金銭を対価とする取得条項が付されております。 すべてのA種種類株式について普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合における最大の希薄化率は約 108.1%となります。 普通株式を対価とする取得請求権は、平成 32 年 7 月 31 日以降にのみ行使可能です。

※上記の払込期日までに、本定款変更、本種類株式の発行及び本資本金等の額の減少に係る議案が本定時株主総会において承認されること以外の前提条件のいずれかが満たされない場合、当社取締役会は、平成 26 年８月１日から平成 26 年８月 29 日までの日を払込期日として指定してA種種類株式及びB種種類株式の割当予定先に対し通知することにより、払込期日を変更することができます。

（2）B種種類株式

① 払込期日	平成 26 年 7 月 31 日
② 発行新株式数	5,759 株

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

③ 発行価額	１株につき　金 1,000,000 円
④ 調達資金の額	5,759,000,000 円
⑤ 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により割り当てる。 みずほ銀行　3,635 株 三菱ＵＦＪ信託銀行　2,124 株
⑥ その他	詳細は別紙２「Ｂ種種類株式発行要項」をご覧下さい。 Ｂ種種類株式の配当率は年 2.374%としており、Ｂ種種類株主は普通株主に優先してＡ種種類株主と同順位で配当を受け取ることができます。Ｂ種種類株主に対する配当は累積します。 Ｂ種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付されております。 Ｂ種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得請求権及び金銭を対価とする取得条項が付されております。 すべてのＢ種種類株式について普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合における最大の希薄化率は、累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額が存在しない状態で、約 28.6%となります。 普通株式を対価とする取得請求権は、平成 30 年 7 月 31 日以降にのみ行使可能であり、平成 30 年 7 月 31 日以降平成 32 年 7 月 30 日までの間はＣ種種類株式及びＤ種種類株式が自己株式を除き発行されていない場合に限り行使可能であり、平成 32 年 7 月 31 日以降はそのような制限なく行使可能です。

※上記の払込期日までに、本定款変更、本種類株式の発行及び本資本金等の額の減少に係る議案が本定時株主総会において承認されること以外の前提条件のいずれかが満たされない場合、当社取締役会は、平成 26 年８月１日から平成 26 年８月 29 日までの日を払込期日として指定してＡ種種類株式及びＢ種種類株式の割当予定先に対し通知することにより、払込期日を変更することができます。

（３）Ｃ種種類株式

① 払込期日	平成 26 年 7 月 31 日
② 発行新株式数	10,000 株
③ 発行価額	１株につき　金 1,000,000 円
④ 調達資金の額	10,000,000,000 円
⑤ 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により割り当てる。 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合　10,000 株
⑥ その他	詳細は別紙３「Ｃ種種類株式発行要項」及び別紙４「Ｄ種種類株式の内容」をご覧下さい。 Ｃ種種類株式の配当率は年 6.0%としており、Ｃ種種類株主は普通株主、Ａ種種類株主及びＢ種種類株主に優先してＤ種種類株主と同順位で配当を受け取ることができます。Ｃ種種類株主に対する配当は累積します。 Ｃ種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付されております。 Ｃ種種類株式には、金銭及びＤ種種類株式を対価とする取得請求権、普通株式を対価とする取得請求権、並びに、金銭を対価とする取得条項が付されております。 Ｃ種種類株式には、金銭及びＤ種種類株式を対価とする取得請求権が付さ

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

	れていますが、その行使によりＣ種種類株式１株当たり、払込金額相当額に、Ｃ種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を加えた額（以下「Ｃ種残余財産分配額」といいます。）の金銭並びに当該行使時期に応じて一定の数のＤ種種類株式が交付されます。すべてのＣ種種類株式について金銭及びＤ種種類株式を対価とする取得請求権を行使し、これにより交付されるＤ種種類株式のすべてについて普通株式を対価とする取得請求権を行使した場合、希薄化率は、Ｃ種種類株式に係る取得請求権の行使時期及びＤ種種類株式に係る取得請求権の行使時における当社普通株式の時価により異なり、累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額が存在しない状態で、最大で約 18.9％となります。 Ｃ種種類株式に付された金銭及びＤ種種類株式を対価とする取得請求権は、Ｃ種残余財産分配額を現金で償還し、加えて最大で払込金額相当分の 31％に達する償還プレミアム部分をＤ種種類株式で償還するものですが、かかる取得請求権を付与することにより、償還プレミアム部分を含む全額を金銭で償還する場合と比べて、当社の資金負担を軽減することができるとともに、Ｃ種種類株式が直接普通株式に転換された時に比べて希薄化を抑制することが可能となります。 Ｄ種種類株式の配当率は、Ｄ種種類株式を初めて発行した後２年間について年 6.0％とし、それ以降は普通株主と同順位で配当を受け取ることができます。 また、Ｄ種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権、普通株式及び金銭を対価とする取得請求権並びに金銭を対価とする取得請求権が付されていますが、取得条項は付されていません。 Ｄ種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付されております。 Ｃ種種類株式には別途当社普通株式を対価とする取得請求権が付されています。すべてのＣ種種類株式について当該取得請求権を行使した場合における最大の希薄化率は、累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額が存在しない状態で、約 49.7％となります。 当社とＪＩＳは、引受契約書において、Ｃ種種類株式の金銭及びＤ種種類株式を対価とする取得請求権並びに普通株式を対価とする取得請求権の行使条件について合意しており、Ｃ種種類株式に付された金銭及びＤ種種類株式を対価とする取得請求権の行使によってＤ種種類株式が交付され、又は普通株式を対価とする取得請求権の行使によって当社の普通株式が交付されるのは、原則として平成 29 年８月１日以降となります。

※当社及びＪＩＳは、別途合意することにより、平成 26 年８月１日から平成 26 年８月 29 日までの間の日に払込期日を変更することができます。

２．募集の目的及び理由

（１）募集の目的及び理由

当社は、上記「Ⅰ．本件の目的」記載のとおり、本計画を新たに策定し、低採算事業及びノンコア事業の縮小・撤退による事業ポートフォリオ改革を通じて、経営資源を高収益事業である高分子事業及び成長市場であるアジア地域向けの事業へ積極的に投下し、持続的な成長を目指すため、本種類株式を発行いたします。

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

（２）本種類株式の概要

①　配当

Ａ種種類株式の優先配当率は年 1.20％、Ｂ種種類株式の優先配当率は年 2.374％、Ｃ種種類株式の配当率は年 6.00％に設定されております。Ｄ種種類株式の優先配当率は、Ｄ種種類株式が最初に発行された日からその２年後の応当日の前日までの間は年 6.00％、それ以後は普通株式と同率・同順位に設定されています。

本種類株式及び普通株主の間の剰余金の配当に関する優先関係は、Ｃ種種類株式の累積未払配当金相当額及びＤ種種類株式の累積未払配当金相当額が第一順位、Ｃ種種類株式の優先配当金及びＤ種種類株式の当初２年間の優先配当金が第二順位、Ａ種種類株式の優先配当金、Ｂ種種類株式の優先配当金及びＢ種累積未払配当金相当額が第三順位、普通株式の配当及びＤ種種類株式の当初２年間経過後の配当が第四順位となります。

②　議決権・譲渡制限

Ａ種種類株式、Ｂ種種類株式、Ｃ種種類株式及びＤ種種類株式には株主総会における議決権が付与されておらず、その譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

③　Ａ種種類株式及びＢ種種類株式の取得請求権及び取得条項

Ａ種種類株式及びＢ種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得請求権及び金銭を対価とする取得条項が付されています。

Ａ種種類株式及びＢ種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権は、Ａ種種類株式については平成 32 年７月 31 日以降にのみ行使可能であり、Ｂ種種類株式については、平成 30 年７月 31 日以降にのみ行使可能であり、平成 30 年７月 31 日以降平成 32 年７月 31 日までの間はＣ種種類株式及びＤ種種類株式が自己株式を除き発行されていない場合に限り行使可能であり、平成 32 年７月 31 日以降はそのような制限なく行使可能です。Ａ種種類株式及びＢ種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の当初取得価額は、Ａ種種類株式は平成 32 年７月 31 日、Ｂ種種類株式は平成 30 年７月 31 日（但し、平成 32 年８月１日以降については平成 32 年７月 31 日）にそれぞれ先立つ 30 取引日目に始まる連続する 30 取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が公表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の平均値相当額（以下「VWAP 平均」といいます。）です。取得価額は、取得請求期間中６か月毎に VWAP 平均に修正され、上限はなく、下限は当初取得価額の 50％又は 35 円のいずれか大きい額です。

Ａ種種類株式及びＢ種種類株式に付された金銭を対価とする取得請求権は、平成 30 年７月 31 日以降平成 32 年７月 30 日まではＣ種種類株式及びＤ種種類株式が自己株式を除き発行されていない場合に限り行使可能であり、平成 32 年７月 31 日以降は分配可能額がＣ種種類株式及びＤ種種類株式の残余財産分配額の合計を超える場合に、当該超える金額についてのみ行使可能です。

Ａ種種類株式及びＢ種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項は、Ｂ種種類株式についてはＣ種種類株式及びＤ種種類株式が自己株式を除き発行されていない場合に限り、Ａ種種類株式についてはＢ種種類株式、Ｃ種種類株式及びＤ種種類株式が自己株式を除き発行されていない場合に限り、いつでも発動することができます。

④　Ｃ種種類株式の取得請求権及び取得条項

Ｃ種種類株式には、金銭及びＤ種種類株式を対価とする取得請求権、普通株式を対価とする取得請求権、並びに、金銭を対価とする取得条項が付されています。

Ｃ種種類株式には、金銭及びＤ種種類株式を対価とする取得請求権が付されております。Ｃ種種類株式の発行要項では払込期日以降いつでも、Ｃ種種類株式の全部又は一部の取得を請求する日を特定して、当該日の 30 取引日前までに書面により当社に対して撤回不能の通知をすることにより、当社に対して、当該日において金銭及びＤ種種類株式を対価としてＣ種種類株式の全部又は一部を取得することを請求できることとな

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

っております（以下「金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権」といいます。）が、ＪＩＳは、当社と締結した引受契約書の規定により、平成29年８月１日以降においてのみ、金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権を行使することができます。但し、本契約において、(i)(a)当社及び当社子会社が当事者となっている借入契約等に規定されている財務制限条項に違反し、若しくは重大な債務不履行事由等に該当している場合、(b)当社がＪＩＳとの間で締結した引受契約書上の義務若しくは表明保証条項の違反（但し、原則として軽微な違反を除きます。）、(c)当社の分配可能額が、一定の額を下回る場合、(d)当社が金融商品取引法の定めに従った有価証券報告書若しくは四半期報告書その他の書類の提出、届出若しくは開示をしない場合、若しくは、(e)平成 27 年３月期以降、２期連続で当社の単体営業利益若しくは連結営業利益若しくは単体当期純利益若しくは連結当期純利益のいずれかが負の値となった場合（但し、平成28年３月期以降については本計画に基づき発生する特別損失を足し戻します。）（以下、あわせて「転換制限解除事由」といいます。）、又は(ii)当社から金銭を対価とするＣ種種類株式の取得条項を行使する旨の書面による通知を受領した場合には、平成29年７月31日以前であっても、いつでも、金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権を行使することができるものとすることが合意されています。なお、当社は、転換制限解除事由が生じたことが判明した場合、又は金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権の行使に係る通知を受領した場合には、直ちにこれを開示いたします。

金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求がなされた場合に交付される金銭の額は、常に当該取得請求権に係るＣ種種類株式の数にＣ種残余財産分配額を乗じて得られる額であり、交付されるＤ種種類株式の数は、取得請求権を行使する日に応じて、取得請求権を行使したＣ種種類株式の数に次の計数を乗じて得られる数です。

平成26年８月１日から平成27年７月31日まで	0.05
平成27年８月１日から平成28年７月31日まで	0.08
平成28年８月１日から平成29年７月31日まで	0.14
平成29年８月１日から平成30年７月31日まで	0.18
平成30年８月１日から平成31年７月31日まで	0.25
平成31年８月１日以降	0.31

Ｃ種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されております。Ｃ種種類株式の発行要項では払込期日以降いつでも、当社に対して、普通株式を対価としてＣ種種類株式の全部又は一部を取得することを請求できることとなっております（以下「普通株式を対価とする取得請求権」といいます。）が、ＪＩＳは、当社と締結した引受契約書の規定により、平成29年８月１日以降においてのみ、普通株式を対価とする取得請求権を行使することができます。但し、転換制限解除事由のいずれかに該当する場合には、平成29年７月31日以前であっても、ＪＩＳは、普通株式を対価とした取得請求権を行使することができます。なお、当社は、転換制限解除事由が生じたことが判明した場合、又は普通株式を対価とする取得請求権の行使に係る通知を受領した場合には、直ちにこれを開示いたします。C 種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の取得価額は、当初56.9円であり、平成27年3月15日以降の６か月毎に、当該日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の VWAP 平均の 92%に相当する額に修正されます。取得価額の上限は78.8円、下限は35円です。

Ｃ種種類株式には、金銭を対価とする取得条項が付されております。金銭を対価とする取得条項は、発行要項上、平成27年８月１日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、Ｃ種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による撤回不能の通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、Ｃ種種類株式の全部を取得することができます。なお、取得条項に基づく取得日より前に金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権を行使する旨の通知がなされた場合、当該取得請求に係るＣ種種類株式は取得されません。取得条項に基づき取得する場合において当社が支払う金銭の額は、Ｃ種種類株式の払込金額相当額に金銭対価償還日の時期に応じて決定される以下の償還係数を乗じた額に、Ｃ種累積未払優先配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を加えた額とされてい

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

ます。

平成 27 年８月１日から平成 28 年７月 31 日まで	1.12
平成 28 年８月１日から平成 29 年７月 31 日まで	1.18
平成 29 年８月１日から平成 30 年７月 31 日まで	1.24
平成 30 年８月１日から平成 31 年７月 31 日まで	1.30
平成 31 年８月１日以降	1.38

⑤　D種種類株式の取得請求権

D種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権、普通株式及び金銭を対価とする取得請求権並びに金銭を対価とする取得請求権が付されていますが、取得条項は付されていません。

普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合は、D種払込金額相当額に、D種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を加えた額を、取得価額で除して得られる数の普通株式が交付されます。普通株式及び金銭を対価とする取得請求権が行使された場合は、D種払込金額相当額を取得価額で除して得られる数の普通株式と、D種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額に相当する金銭が交付されます。いずれの場合も、取得価額は、当初 56.9 円であり、D種種類株式が最初に発行された日から毎月 15 日に、当該日に先立つ連続する 20 取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の VWAP 平均の 92%に相当する額に修正されます。取得価額の上限は 85.4 円、下限は 28.5 円です。

金銭を対価とする取得請求権は、平成 32 年７月 31 日以降の日を取得日（以下「償還請求日」といいます。）としていつでも、償還請求日の 30 取引日前までに当会社に対して書面による撤回不能の通知を行った上で、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するD種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものです。金銭を対価とする取得請求権が行使された場合は、(i)D種払込金額相当額に、D種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を加えた額と、(ii)以下の算式で算定される額のうち、高い価額の金銭が交付されます。

D種払込金額相当額×（１＋（パリティー１）×0.25）＋D種累積未払配当金相当額＋D種日割未払優先配当金額

※ここで「パリティ」とは、取得請求権の行使に係る通知を行った日の当社の普通株式の終値を当該日において有効な修正後取得価額で除した数をいいます。

その他、A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式の詳細につきましては、別紙１「A種種類株式発行要項」、別紙２「B種種類株式発行要項」、別紙３「C種種類株式発行要項」及び別紙４「D種種類株式の内容」をご参照下さい。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額

①　払込金額の総額	37,499,000,000 円
②　発行諸費用の概算額	450,000,000 円
③　差引手取概算額	37,049,000,000 円

※発行諸費用の概算額のうち主なものは、登録免許税、フィナンシャル･アドバイザリー･フィー及びリーガル･アドバイザリー･フィーです。

（２）調達する資金の具体的な使途

①A種種類株式

具体的な使途	金　額（百万円）	支出予定時期
（ア）　割当先である三菱東京ＵＦＪ銀行からの借入金	21,740 百万円	平成 26 年７月

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

具体的な使途	金　額（百万円）	支出予定時期
の返済		

②Ｂ種種類株式

具体的な使途		金　額（百万円）	支出予定時期
（ア）	割当先であるみずほ銀行からの借入金の返済	3,635 百万円	平成 26 年７月
（イ）	割当先である三菱ＵＦＪ信託銀行からの借入金の返済	2,124 百万円	平成 26 年７月

③Ｃ種種類株式

具体的な使途		金　額（百万円）	支出予定時期
（ア）	フィルム事業における国内・中国向け差別化フィルム拡販	1,850 百万円	平成 27 年４月～ 平成 29 年３月
（イ）	樹脂事業における耐熱樹脂拡販	2,900 百万円	平成 26 年７月～ 平成 28 年３月
（ウ）	不織布事業におけるアジア市場向けPETスパンボンド拡販	4,800 百万円	平成 26 年７月～ 平成 28 年６月

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

※（ア）について、国内や中国でのフィルム製造設備を改造し、バリアフィルムの製造能力を増強し、その拡販を図ります

※（イ）について、戦略アイテムである耐熱樹脂「ゼコット」や「アローベース」などの製造能力を増強し、それらの高機能樹脂の拡販を図ります

※（ウ）について、アジアグローバルシェア拡大に向けたタスコ（タイ）における能力増強等を通じた東南アジア市場への展開や、メディカル・衛材用途でのスペックイン等を図ります

４．資金使途の合理性に関する考え方

「Ⅰ．本件の目的」及び上記「Ⅱ．本計画の概要」に記載のとおり、本資金調達は、本計画の一環として行われるものであり、当社グループの成長戦略のために必要不可欠であることから、上記の資金使途は合理性があるものと判断しております。

５．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、プライスウォーターハウスクーパース株式会社（以下「ＰｗＣ」といいます。）に対して本種類株式の価値分析を依頼した上で、ＰｗＣより、本種類株式の価値分析報告書（以下「本価値分析報告書」といいます。）を取得しております。ＰｗＣは、一定の前提（本種類株式の配当条件、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得請求権、金銭およびＤ種種類株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得条項、当社の株価および株価変動率、クレジットコスト、流動性等）の下、一般的な価値算定モデルである二項ツリー・モデルを用いて本種類株式の価値分析を実施しております。本価値分析報告書においては、Ａ種種類株式１株当たりの価格は 677 千円～718 千円、Ｂ種種類株式１株当たりの価格は 933 千円～944 千円、Ｃ種種類株式１株当たりの価格は 1,051 千円～1,060 千円とされております。

なお、本種類株式の価値分析結果の詳細は、下記のとおりであります。

①　本種類株式の価値分析結果については、以下のとおりです。

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

Ａ種種類株式：１株当たり 677 千円～718 千円
Ｂ種種類株式：１株当たり 933 千円～944 千円
Ｃ種種類株式：１株当たり 1,051 千円～1,060 千円

② 採用数値の概要
株価：56 円（平成 26 年５月 22 日の東京証券取引所における終値）
普通株式配当利回り：0.0%（直近の配当実績に基づき算出）
株価変動率：35%（想定権利行使期間に対応した直近期間の株価情報を週次観察して算出）
無リスク利子率：0.2%（想定権利行使期間に対応した日本国債の利回りを採用）
流動性割引：5%（株式の流動性考慮）

③ 採用した評価モデル
Ｃ種種類株式については、３年後に当社による金銭を対価とする取得条項の発動を受けて、割当予定先が金銭およびD種種類株式を対価とする取得請求権の行使を検討するとともに、D種種類株式の取得請求権を行使の結果取得した当社普通株式については市場環境を見ながら適宜売却するものとして、一般的な価値算定モデルである二項ツリー・モデルにより分析を実施しています。
Ｂ種種類株式については、Ｃ種種類株式の前提を基礎として、一般的な価値算定モデルである二項ツリー・モデルにより分析を実施しています。
Ａ種種類株式については、Ｂ種種類株式およびＣ種種類株式の前提を基礎として、一般的な価値算定モデルである二項ツリー・モデルにより分析を実施しています。

当社は、当社から独立した第三者評価機関であるＰｗＣによる本価値算定書における上記評価結果等を総合的に勘案し、本種類株式の発行は有利発行に該当しないと判断しております。
しかしながら、種類株式の評価に関しては様々な考え方があり得ることから、会社法上本種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、会社法第199条第２項及び第200条に基づく有利発行に係る株主総会での特別決議による承認を得ることを条件として本種類株式を発行することといたしました。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠
当社は、Ａ種種類株式を 21,740 株、Ｂ種類株式を 5,759 株、Ｃ種種類株式を 10,000 株発行することにより、総額 37,499,000,000 円を調達いたしますが、上述した本種類株式の発行の目的及び資金使途が合理性を有していることに照らしますと、本種類株式の発行数量も合理的であると判断しております。
また、本種類株式については、株主総会における議決権がありませんが、Ａ種種類株式、Ｂ種類株式及びＣ種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権、又はＣ種種類株式の金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権により交付されるＤ種種類株式の普通株式又は普通株式及び金銭を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。本種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額が存在しない状態で、Ａ種種類株式で最大で議決権数 621,142 個、Ｂ種種類株式で最大で議決権数 164,542 個、Ｃ種種類株式で最大で議決権数 285,714 個の普通株式が交付されることになり、全てを合計すると平成 26 年３月 31 日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である 574,623 個に対する割合は約 186.5%となります。
このように、本種類株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、株式の希薄化が生じることになりますが、①本種類株式の発行による自己資本の増強が財務体質の安定化に資すること、②Ｃ種種類株式の引受契約書において、転換制限解除事由が発生しない限り、平成 29 年７月 31 日まではＪＩＳは

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

普通株式を対価とする取得請求権を行使しない旨の合意がなされており、また、転換制限解除事由が発生した場合又は当社がＣ種種類株式について取得条項を行使する旨の通知をした場合に限り、金銭及びＤ種種類株式を対価とする取得請求権を行使できる旨の合意がなされており、普通株式の早期の希薄化を回避し、事業構造改革の実行による企業価値向上のための時間的猶予が確保されているとともに、平成27年８月１日以降いつでも当社により行使可能な金銭を対価とする取得条項を発動することにより、平成29年７月31日以降原則として行使可能となる普通株式を対価とする取得請求権を行使させないことが可能となる設計がなされていること、③Ａ種種類株式については平成32年７月31日以降に、Ｂ種種類株式については平成30年７月31日以降に、普通株式を対価とする取得請求権が行使可能となる（Ｂ種種類株式については、平成30年７月31日以降平成32年７月30日までの間はＣ種種類株式及びＤ種種類株式が自己株式を除き発行されていない場合に限り行使可能であり、平成32年７月31日以降はそのような制限なく行使可能です。）のに対し、金銭を対価とする取得条項はいつでも（Ｂ種種類株式についてはＣ種種類株式及びＤ種種類株式が、Ａ種種類株式についてはＢ種種類株式、Ｃ種種類株式及びＤ種種類株式が、それぞれ自己株式を除き発行されていない限り）発動可能であり、当社の判断により、Ａ種種類株式及びＢ種種類株式を強制償還することにより、普通株式を対価とする取得請求権の行使による希薄化の発生を防止することが可能な設計がなされていること、④本種類株式及びＤ種種類株式に関する普通株式を対価とする取得請求権について修正後の取得価額に下限を設定していること等により、希薄化によって既存株主の皆様に生じ得る影響をより少なくするための方策を講じております。このような観点から、当社としては、本種類株式の発行により生じ得る希薄化の規模も合理的であると判断しております。

６．割当予定先の選定理由等

（１）割当予定先の概要

①Ａ種種類株式

（平成25年９月30日現在）

（１）	名称	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
（２）	所在地	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号
（３）	代表者の役職・氏名	頭取 平野 信行
（４）	事業内容	銀行業
（５）	資本金	1,711,958百万円
（６）	設立年月日	大正８年８月15日
（７）	発行済株式数	12,707,738,122株
（８）	決算期	３月31日
（９）	従業員数	（連結）59,750名
（10）	主要取引先	一般個人及び法人
（11）	大株主及び持株比率	株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ 100％
（12）	当社との関係	
	資本関係	当社の普通株式を4.04％保有しております。（平成26年３月31日現在）
	人的関係	当社の役員への転籍１名、当社の従業員への出向者２名がおります。
	取引関係	当社に対して39,000百万円の融資を行っております。（平成26年３月31日現在）
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
（13）	最近３年間の経営成績及び財政状態	

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

決算期	平成23年３月期	平成24年３月期	平成25年３月期
連結純資産	8,907,445	9,262,169	10,658,841
連結総資産	163,123,183	171,663,939	181,625,557
１株当たり連結純資産(円)	579.24	620.62	729.93
連結経常収益	3,209,835	3,295,914	3,419,307
連結経常利益	849,766	931,709	1,070,928
連結当期純利益	719,795	544,324	673,514
１株当たり連結当期純利益(円)	56.78	42.57	53.07
１株当たり配当金(円)	普通株式 19.96 第一回第六種優先株式 210.90 第一回第七種優先株式 115.00	普通株式 11.64 第一回第六種優先株式 210.90 第一回第七種優先株式 115.00	普通株式 11.19 第一回第六種優先株式 115.45 第一回第七種優先株式 115.00

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

※　割当予定先は、当社に貸付を行っている日本の金融庁の監督を受けている金融機関であることから、割当予定先に関して特に調査を行っていないものの、特定団体等とは関係がないものと判断しております。

②Ｂ種種類株式

（平成25年９月30日現在）

（１）	名称	株式会社みずほ銀行
（２）	所在地	東京都千代田区大手町一丁目５番５号
（３）	代表者の役職・氏名	頭取 林 信秀
（４）	事業内容	銀行業
（５）	資本金	1,404,065百万円
（６）	設立年月日	大正12年５月７日
（７）	発行済株式数	19,911,223株
（８）	決算期	３月31日
（９）	従業員数	（連結）35,269名
(10)	主要取引先	一般個人及び法人
(11)	大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャル・グループ 100%
(12)	当社との関係	
	資本関係	当社の普通株式を0.33%保有しております。（平成26年３月31日現在）
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社に対して27,735百万円の融資を行っております。（平成26年３月31日現在）
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
(13)	最近３年間の経営成績及び財政状態	

決算期	平成23年３月期	平成24年３月期	平成25年３月期
連結純資産	4,689,334	4,732,660	5,359,529

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

連結総資産	92,950,239	94,621,163	104,051,669
１株当たり連結純資産(円)	198,228.31	216,544.16	254,226.60
連結経常収益	1,393,988	1,350,920	1,547,693
連結経常利益	378,203	352,669	358,393
連結当期純利益	266,490	280,873	259,898
１株当たり連結当期純利益(円)	35,503.79	17,389.87	16,091.18
１株当たり配当金(円)	普通株式 16,151 第二回第四種優先株式 64 第八回第八種優先株式 85 第十一回第十三種優先株式 3,609	普通株式 16,151 第二回第四種優先株式 64 第八回第八種優先株式 85 第十一回第十三種優先株式 3,609	普通株式 16,151 第二回第四種優先株式 64 第八回第八種優先株式 85 第十一回第十三種優先株式 3,609

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

※　割当予定先は、当社に貸付を行っている日本の金融庁の監督を受けている金融機関であることから、割当予定先に関して特に調査を行っていないものの、特定団体等とは関係がないものと判断しております。

（平成 25 年９月 30 日現在）

（1）	名称	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（2）	所在地	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
（3）	代表者の役職・氏名	取締役社長 若林 辰雄
（4）	事業内容	信託銀行業
（5）	資本金	324,279 百万円
（6）	設立年月日	昭和２年３月 10 日
（7）	発行済株式数	3,369,442,304 株
（8）	決算期	３月 31 日
（9）	従業員数	（連結）11,660 名
(10)	主要取引先	一般個人及び法人
(11)	大株主及び持株比率	株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ 100％
(12)	当社との関係	
	資本関係	当社の普通株式を 0.22％保有しております。（平成 26 年３月 31 日現在）
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社に対して 12,867 百万円の融資を行っております。（平成 26 年３月 31 日現在）
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(13)　最近３年間の経営成績及び財政状態

決算期	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期
連結純資産	1,413,486	1,595,779	1,874,425
連結総資産	25,280,070	26,897,506	29,589,757

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

１株当たり連結純資産(円)	385.07	432.95	514.64
連結経常収益	569,227	611,257	618,137
連結経常利益	112,185	127,273	153,934
連結当期純利益	76,227	80,488	127,060
１株当たり連結当期純利益(円)	22.62	23.88	37.70
１株当たり配当金(円)	普通株式 8.17 第一回優先株式 5.30	普通株式 8.01 第一回優先株式 5.30	普通株式 7.71 第一回優先株式 5.30

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

※　割当予定先は、当社に貸付を行っている日本の金融庁の監督を受けている金融機関であることから、割当予定先に関して特に調査を行っていないものの、特定団体等とは関係がないものと判断しております。

③Ｃ種種類株式

（平成 26 年 3 月 31 日現在）

（1）	名称		ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合
（2）	所在地		東京都千代田区大手町一丁目５番１号
（3）	設立根拠等		投資事業有限責任組合契約に関する法律
（4）	組成目的		有価証券の取得等
（5）	組成日		平成 22 年 11 月 16 日
（6）	出資者		株式会社日本政策投資銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京 UFJ 銀行 三菱商事株式会社 ドイツ銀行東京支店
（7）	業務執行組合員の概要（無限責任組合）（General Partner）	名称	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社
		所在地	東京都千代田区大手町一丁目５番１号
		代表者の役職・氏名	代表取締役社長 齋藤 進一
		事業内容	有価証券の取得及び保有等
		資本金	100,000,000 円
（8）	当社と業務執行組合員との間の関係		資本関係、取引関係及び人的関係なし

※　なお、割当予定先の業務執行組合員の代表者に対する面談等を通じ、割当予定先及びその出資者が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

（2）割当予定先を選定した理由

①　Ａ種及びＢ種種類株式

Ａ種種類株式及びＢ種種類株式は、Ａ種種類株式及びＢ種種類株式の発行により払い込む金銭を、当社の債務の弁済に充当する予定であります。この結果、当社の有利子債務が圧縮され、財務体質の改善を図ることが

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

可能となります。また、当社としては、A種種類株式及びB種種類株式の発行により、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行、株式会社みずほ銀行及び三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社には今後も当社の主要取引銀行としてご支援いただきたいと考えております。かかる理由により、当社は上記割当先を選定いたしました。

② Ｃ種種類株式

Ｃ種種類株式の発行に際し、当社の事業目的や経営方針、並びにＣ種種類株式の目的・商品性に対して賛同いただける投資家を検討した結果、国内で一定の投資実績を有するＪＩＳに対してＣ種種類株式を発行することといたしました。

なお、当社とＪＩＳとの間では、当社に対する出資に関する事項について、以下の内容を含む契約を締結することを決議しております。

(a) 当社の遵守事項

当社は、一定の条件の下、（1）当社が本計画が達成されるよう合理的な最善の努力を尽くすこと、（2）ＪＩＳがＣ種種類株式を一定数以上保有する限り、原則として、当社及び当社の子会社の定款等の変更、株式等の発行、自己株式の取得、剰余金の配当、一定の重要な資産・事業等の取得又は処分、一定の組織再編行為、一定の借入・保証等、倒産処理手続きの申立等、本計画の変更、本計画の実行のための外部専門家の起用、その他株主総会の特別決議を要する行為等の重要な行為を当社又は当社の連結子会社が行う場合に、ＪＩＳの事前の承諾を得ること（但し、ＪＩＳはかかる承諾を不合理に拒絶又は留保してはならないものとされています。）、（3）ＪＩＳと共同で、本計画の進捗状況等を確認又は協議するためのモニタリング会議を設置・開催すること、（4）ＪＩＳが指名する者各１名を非常勤の社外取締役及び社外監査役の候補者とすること、（5）Ｃ種種類株式に係る剰余金の分配及び取得請求権の行使の対価としての金銭の交付を実現するための資金及び分配可能額を創出するべく必要な措置をとるよう合理的に努力すること、（6）当社及び当社子会社が当事者となっている借入契約等に規定されている財務制限条項の違反その他の債務不履行事由等に該当する場合、本計画の抜本的な改善を行うこと、（7）ＪＩＳに対して、法令遵守状況等の一定の報告を行うこと、（8）ＪＩＳが希望した場合には、当社は、ＪＩＳが希望する数の当社普通株式の借株を受けることができるよう実務上可能な限り協力すること等を、ＪＩＳに誓約しています。

(b) 取得請求権の行使制限

ＪＩＳは、払込期日以降平成29年7月31日までの間、転換制限解除事由が発生しない限り、Ｃ種種類株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使することができません。また、ＪＩＳは、払込期日以降平成29年7月31日までの間、転換制限解除事由が発生した場合又は当社がＣ種種類株式について取得条項を行使する旨の通知をした場合に限り、Ｃ種種類株式について金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権を行使することができます。なお、ＪＩＳが、平成29年7月31日までの間、その保有するＣ種種類株式の全部又は一部につき譲渡又は処分する場合、ＪＩＳは、あらかじめその相手方をして、上記の普通株式を対価とする取得請求権並びに金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権の行使制限に関する義務を遵守することを当社に対して約させるものとされています。

(c) 払込義務の前提条件

本定款変更、本種類株式の発行、本資本金等の額の減少並びにＪＩＳが指名する各１名の当社社外取締役及び社外監査役への選任に係る議案が本定時株主総会において承認されること、A種種類株式、B種種類株式の株式引受契約書が締結されること、本件条件変更等に関する同意書を取得していること等が、ＪＩＳによるＣ種種類株式に係る払込義務の履行の前提条件となっております。

（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

① 本件引受金融機関

当社は、本件引受金融機関に、原則として、Ａ種種類株式及びＢ種種類株式を中期的に保有していただきたいと考えております。

なお、譲渡によるＡ種種類株式及びＢ種種類株式の取得については、当社取締役会の承認を要します。

② ＪＩＳ

当社は、ＪＩＳから、原則として、Ｃ種種類株式を中期的に保有する方針である旨の説明を受けております。

割当予定先は、平成29年7月31日までの間、転換制限解除事由が発生しない限り、Ｃ種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権を行使することができず、平成29年7月31日までの間、転換制限解除事由が発生した場合又は当社がＣ種種類株式について取得条項を行使する旨の通知をした場合に限り、Ｃ種種類株式について金銭及びＤ種種類株式を対価とする取得請求権を行使することができます。

平成29年8月1日以降につきましては、割当予定先からは、Ｃ種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権よりも金銭及びＤ種種類株式を対価とする取得請求権を優先的に行使することを検討していることを確認しております。そして、割当予定先が金銭及びＤ種種類株式を対価とする取得請求権を行使した場合、当該行使により割当予定先がＤ種種類株式を取得することになりますが、その場合、割当予定先がＤ種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使して当社普通株式を取得する可能性があります。かかる取得請求権の行使の結果として割当予定先が交付を受けた場合の当該普通株式については、割当予定先は市場環境を見ながら適宜売却していく意向であることを確認しております。

また、Ｄ種種類株式は取得価額が毎月修正されるところ、当社とＪＩＳは、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中にMSCB等の買受人の行使により取得される株式数が、Ｄ種種類株式の発行日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する旨、及び、ＪＩＳは、Ｃ種種類株式又はＤ種種類株式を第三者に譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で上記の内容及び譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも同様の内容を約させることを約させる旨を引受契約書で定めています。

なお、譲渡によるＣ種種類株式及びＤ種種類株式の取得については、当社取締役会の承認を要します。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、さらに出資者の財務諸表を確認する等し、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7．募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成26年3月31日現在）		募　集　後
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	4.04%	同左
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2.48%	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2.41%	
ユニチカ従業員持株会	2.12%	
大同生命保険株式会社（常任代理人　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）	1.38%	

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

日本証券金融株式会社	1.13%	
東京海上日動火災保険株式会社	1.12%	
株式会社 SBI 証券	1.12%	
ユニチカ共栄会	1.07%	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 5）	1.03%	

８．今後の見通し

本種類株式の発行により、平成 27 年３月期連結及び単体の財務体質の安定化を図ります。なお、今後の見通しについては、当社が本日付で公表しております「通期業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。

９．企業行動規範上の手続きに関する事項

本種類株式の発行は、希薄化率が 25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める株主の意思確認手続きとして、本定時株主総会において会社法第 199 条第２項及び第 200 条に基づく特別決議による承認を得る予定です。

10. 最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近３年間の業績（連結）

	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期	平成 26 年３月期
連結売上高	174,662 百万円	160,190 百万円	162,686 百万円
連結営業利益	9,579 百万円	5,519 百万円	6,799 百万円
連結経常利益	5,753 百万円	3,853 百万円	4,713 百万円
連結当期純利益	1,297 百万円	△10,875 百万円	583 百万円
１株当たり連結当期純利益	2.35 円	△18.87 円	1.01 円
１株当たり配当金	－	－	－
１株当たり連結純資産	49.81 円	30.88 円	26.97 円

（2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 26 年３月 31 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	577,523,433 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	―	―
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	―	―
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	―	―

（3）最近の株価の状況

① 最近３年間の状況

	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期	平成 26 年３月期
始値	66 円	53 円	51 円
高値	68 円	56 円	78 円
安値	38 円	34 円	48 円

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

終　　値	52 円	51 円	57 円

② 最近６か月間の状況

	11 月	12 月	１月	２月	３月	４月
始　　値	61 円	63 円	65 円	63 円	60 円	58 円
高　　値	66 円	66 円	74 円	65 円	62 円	59 円
安　　値	58 円	60 円	67 円	62 円	53 円	54 円
終　　値	62 円	64 円	65 円	62 円	57 円	58 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 26 年５月 23 日
始　　値	56 円
高　　値	56 円
安　　値	55 円
終　　値	56 円

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項

別紙１「Ａ種種類株式発行要項」、別紙２「Ｂ種種類株式発行要項」及び別紙３「Ｃ種種類株式発行要項」をご参照下さい。

Ⅴ．定款の一部変更について

１．定款変更の目的

Ａ種種類株式、Ｂ種種類株式、Ｃ種種類株式及びＤ種種類株式の発行を可能とするために、これらの株式に関する規定を新設します。

２．定款変更の内容

本定款変更の内容は別紙５「定款変更案」のとおりです。

Ⅵ.本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分について

１．本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分の目的

当社は、早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本資本金等の額の減少を行い、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金へ利益準備金を繰越利益剰余金へ、それぞれ振り替えることといたしました。なお、本資本金等の額の減少については、本種類株式の払込を条件とします。

また、当社は、会社法第 452 条の規定に基づき剰余金の処分をして、本資本金等の額の減少により発生したその他資本剰余金の一部で繰越利益剰余金の欠損を填補することといたしました。なお、本剰余金の処分については、本資本金等の額の減少の効力が生じることを条件とします。

２．本資本金等の額の減少の要領

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

（1）減少する資本金の額
44,947,500,000 円

（2）減少する資本準備金の額
23,134,500,000 円

（3）減少する利益準備金の額
1,506,000,000 円

（4）本資本金等の額の減少の方法
会社法第447条第１項及び第448条第１項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金へ利益準備金を繰越利益剰余金へそれぞれ振り替えます。

３．本剰余金の処分の要領
（1）減少する剰余金の項目及び額
その他資本剰余金　68,082,000,000 円

（2）増加する剰余金の項目及び額
繰越利益剰余金　68,082,000,000 円

４．今後の見通し
本資本金等の額の減少は、純資産の部における資本金、資本準備金をその他資本剰余金の勘定とし、利益準備金を繰越利益剰余金の勘定とする振替処理であり、また、本剰余金の処分は、純資産の部におけるその他資本剰余金を繰越利益剰余金の勘定とする振替処理であり、いずれも当社の純資産額の変動はなく、当社の業績に与える影響もありません。

Ⅶ. 日程

平成 26 年５月 26 日（月）	本定時株主総会の招集に係る取締役会決議
平成 26 年６月 10 日（火）	本資本金等の額の減少のための債権者異議申述公告（予定）
平成 26 年６月 27 日（金）	本定時株主総会決議（予定） 本定款変更の効力発生日（予定）
平成 26 年７月 10 日（木）	本資本金等の額の減少のための債権者異議申述最終期日（予定）
平成 26 年７月 31 日（木）	本種類株式に係る払込みの完了（予定） 本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分の効力発生日（予定）

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

別紙１　A 種種類株式発行要項

A 種種類株式発行要項

1. 株式の名称
   ユニチカ株式会社 A 種種類株式（以下「A 種種類株式」という。）
2. 募集株式の数
   21,740 株
3. 募集株式の払込金額
   1 株につき 1,000,000 円
4. 増加する資本金及び資本準備金
   資本金　　10,870,000,000 円（1 株につき、500,000 円）
   資本準備金　10,870,000,000 円（1 株につき、500,000 円）
5. 払込金額の総額
   21,740,000,000 円
6. 払込期日
   平成 26 年 7 月 31 日。但し、本会社取締役会は、払込期日を平成 26 年 8 月 1 日から平成 26 年 8 月 29 日までの間の日に変更することができる。
7. 発行方法
   第三者割当の方法により、株式会社三菱東京 UFJ 銀行に 21,740 株を割り当てる。
8. 剰余金の配当
   (1)　A 種優先配当金
   本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を有する株主（以下「A 種種類株主」という。）又は A 種種類株式の登録株式質権者（A 種種類株主と併せて以下「A 種種類株主等」という。）に対し、下記 16.(1)に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A 種優先配当金」という。）を行う。なお、A 種優先配当金に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

   (2)　A 種優先配当金の金額
   A 種種類株式 1 株当たりの A 種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。
   (a)　1,000,000 円（以下「払込金額相当額」という。）に、1.20%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し、当該剰余金の配当の基準日が平成 27 年 3 月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日（A 種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。））（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）として日割計算により算出される金額とする。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日として A 種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、A 種種類株式 1 株当たりの A 種優先配当金の額は、その各配当における A 種優先配当金（但し、下記(b)に従って A 種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算される A 種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の合計額を控除した金額とする。

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

(b) 上記(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に本会社がA種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行うA種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのA種種類株式（本会社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのA種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(3) 非参加条項

本会社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 非累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

9. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

本会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記16.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記8.(2)(a)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする。

10. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

11. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、平成32年7月31日以降いつでも、本会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数 A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に、A種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、上記9.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、平成 32 年 7 月 31 日に先立つ連続する 30 取引日（以下、本(3)において「当初取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）に相当する額とする。但し、当初取得価額が 35 円（但し、下記(6)の調整を受ける。以下「当初下限取得価額」という。）を下回る場合には、当初取得価額は当初下限取得価額とする。なお、当初取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、上記の VWAP の平均値及び当初下限取得価額は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。「取引日」とは、東京証券取引所において本会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAP が公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、平成 33 年 1 月 31 日（同日を含む。）以降、毎年 1 月末日及び 7 月末日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する 30 取引日（以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該 VWAP の平均値は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。）に相当する額に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が当初取得価額の 50%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）（但し、下記(6)の調整を受ける。）又は当初下限取得価額のうちいずれか高い方の金額（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

(5) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

③　下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{本会社が保有する普通株式の数}) + \dfrac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{本会社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

④　本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

⑤　行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、本会社又は本会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社は A 種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

② 取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数（但し、本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する 30 取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(6) 下限取得価額及び当初下限取得価額の調整

上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、下限取得価額及び当初下限取得価額についても、「取得価額」を「下限取得価額」及び「当初下限取得価額」に読み替えた上で上記(5)の規定を準用して同様の調整を行う。

(7) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所　大阪市中央区伏見町三丁目６番３号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　大阪証券代行部

(8) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(7)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(9) 普通株式の交付方法

本会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をした A 種種類株主に

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

対して、当該 A 種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

12. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A 種種類株主は、平成 30 年 7 月 31 日以降、(i) 平成 30 年 7 月 31 日以降平成 32 年 7 月 30 日（同日を含む。）までの日を償還請求日（以下に定義される。）とする場合は、当該償還請求日において C 種種類株式及び D 種種類株式のいずれについても発行済株式（発行会社が有するものを除く。）が存しないときに限り、また、(ii) 平成 32 年 7 月 31 日以降の日を償還請求日とする場合は、(a) 分配可能額（会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額をいう。以下本(1)において同じ。）から、(b) 当該償還請求日に発行済の全ての C 種種類株式（発行会社が有するものを除く。）に C 種残余財産分配額（C 種種類株式発行要項 9.(1)に定義される。）を乗じた額及び(c)同日に発行済の全ての D 種種類株式（発行会社が有するものを除く。）に D 種残余財産分配額（D 種種類株式の内容 4.(1)に定義される。）を乗じた額を控除した額（以下「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月 15 日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下「償還請求日」という。）として、償還請求日の 30 取引日前までに本会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下「償還請求事前通知」という。）を行った上で、本会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該償還請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係る A 種種類株式の数に A 種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、上記 9.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。但し、償還請求日において償還請求がなされた A 種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使された B 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額（但し、償還請求日が平成 32 年 7 月 31 日以降の日である場合においては、償還請求可能額。以下本(1)において同じ。）を超える場合には、償還請求がなされた A 種種類株式及び取得請求権の行使がなされた B 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ A 種種類株式及び B 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった A 種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) 取得請求等受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所　大阪市中央区伏見町三丁目６番３号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　大阪証券代行部

(3) 償還請求等の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する取得請求等受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

13. 金銭を対価とする取得条項

本会社は、払込期日以降いつでも、金銭対価償還日（以下に定義される。）の開始時において、B 種種類株式、C 種種類株式及び D 種種類株式のいずれについても発行済株式（発行会社が有するものは除く。）が存しない場合に限り、本会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A 種種類株主等に対して、金銭対価償還日の 60 取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A 種種類株式の全部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、本会社は、当該金銭対価償還

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数にA種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、A 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本 13.においては、上記 9.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

14. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、本会社の取締役会の承認を受けなければならない。

15. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 本会社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 本会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 本会社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

16. 優先順位

(1) A種優先配当金、B種優先配当金（B種種類株式発行要項8.(1)に定義される。）、C種優先配当金（C種種類株式発行要項8.(1)に定義される。）、D種優先配当金（D種種類株式の内容3.(1)に定義される。）、B種累積未払配当金相当額（B種種類株式発行要項8.(4)に定義される。）、C種累積未払配当金相当額（C種種類株式発行要項8.(4)に定義される。）、D種累積未払配当金相当額（D種種類株式の内容3.(4)に定義される。）、D種普通配当金（D種種類株式の内容3.(5)(a)に定義される。）及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、C種累積未払配当金相当額及びD種累積未払配当金相当額が第1順位（それらの間では同順位）、C種優先配当金及びD種優先配当金が第2順位（それらの間では同順位）、A種優先配当金、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額が第3順位（それらの間では同順位）、D種普通配当金及び普通株主等に対する剰余金の配当が第4順位（それらの間では同順位）とする。

(2) A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式、D種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、C種種類株式及びD種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、A種種類株式に係る残余財産の分配を第3順位、普通株式に係る残余財産の分配を第4順位とする。

(3) 本会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以　上

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

別紙２　B 種種類株式発行要項

B 種種類株式発行要項

1. 株式の名称
   ユニチカ株式会社 B 種種類株式（以下「B 種種類株式」という。）
2. 募集株式の数
   5,759 株
3. 募集株式の払込金額
   1 株につき 1,000,000 円
4. 増加する資本金及び資本準備金
   資本金　　2,879,500,000 円（1 株につき、500,000 円）
   資本準備金　2,879,500,000 円（1 株につき、500,000 円）
5. 払込金額の総額
   5,759,000,000 円
6. 払込期日
   平成 26 年 7 月 31 日。但し、本会社取締役会は、払込期日を平成 26 年 8 月 1 日から平成 26 年 8 月 29 日までの間の日に変更することができる。
7. 発行方法
   第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てる。
   株式会社みずほ銀行　　3,635 株
   三菱 UFJ 信託銀行株式会社　　2,124 株
8. 剰余金の配当
   (1) B 種優先配当金
   本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された B 種種類株式を有する株主（以下「B 種種類株主」という。）又は B 種種類株式の登録株式質権者（B 種種類株主と併せて以下「B 種種類株主等」という。）に対し、下記 16.(1)に定める支払順位に従い、B 種種類株式 1 株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「B 種優先配当金」という。）を行う。なお、B 種優先配当金に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

   (2) B 種優先配当金の金額
   B 種種類株式 1 株当たりの B 種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。
   (a) 1,000,000 円（以下「払込金額相当額」という。）に、2.374％を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し、当該剰余金の配当の基準日が平成 27 年 3 月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日（B 種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。））（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）として日割計算により算出される金額とする。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日として B 種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、B 種種類株式 1 株当たりの B 種優先配当金の額は、その各配当における B 種優

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

先配当金（但し、下記(b)に従ってB種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算されるB種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の合計額を控除した金額とする。

(b) 上記(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に本会社がB種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行うB種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのB種種類株式（本会社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのB種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(3) 非参加条項

本会社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本(4)に従い累積したB種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、上記(2)(b)に従ってB種優先配当金を計算したときは、上記(2)(a)に従い計算されるB種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)(a)に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度に係る定時株主総会の翌日（同日を含む。）以降においては、年率2.374%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下「B種累積未払配当金相当額」という。）については、下記16.(1)に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。

9. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

本会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、下記16.(2)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「B種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記8.(2)(a)に従い計算されるB種優先配当金相当額とする。

10. 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

11. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

B種種類株主は、(i)平成30年7月31日以降、平成32年7月30日（同日を含む。）までの間は、普通株式対価取得請求（以下に定義される。）の効力が生じる時点においてC種種類株式及びD種種類株式のいずれについても発行済株式（発行会社が有するものは除く。）が存しないときに限り、また、(ii)平成32年7月31日以降はいつでも、本会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数に、B種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、上記9.(1)に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び上記9.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、平成30年7月31日に先立つ連続する30取引日（以下、本(3)において「当初取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する額とする。但し、当初取得価額が35円（但し、下記(6)の調整を受ける。以下「当初下限取得価額」という。）を下回る場合には、当初取得価額は当初下限取得価額とする。なお、当初取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値及び当初下限取得価額は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。「取引日」とは、東京証券取引所において本会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、平成31年1月31日（同日を含む。）以降、毎年1月末日及び7月末日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日（以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。）に相当する額に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が当初取得価額（但し、平成32年8月1日以降については、平成32年7月31日における取得価額）の50%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

小数第 2 位を四捨五入する。）（但し、下記(6)の調整を受ける。）又は当初下限取得価額のうちいずれか高い方の金額（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

(5) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③ 下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1 株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式数－本会社が保有する普通株式の数）} + \dfrac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1 株当たり払込金額}}{\text{普通株式 1 株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式数－本会社が保有する普通株式の数）＋新たに発行する普通株式の数}}$$

④ 本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、下記(d)に定める普

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

通株式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

⑤ 行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、本会社又は本会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はＢ種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

② 取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数（但し、本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する 30 取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(6) 下限取得価額及び当初下限取得価額の調整

上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、下限取得価額及び当初下限取得価額についても、「取得価額」を「下限取得価額」及び「当初下限取得価額」に読み替えた上で上記(5)の規定を準用して同様の調整を行う。

(7) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所　大阪市中央区伏見町三丁目６番３号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　大阪証券代行部

(8) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(7)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(9) 普通株式の交付方法

本会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をした B 種種類株主に対して、当該 B 種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

12. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

B 種種類株主は、平成 30 年 7 月 31 日以降、(i)平成 30 年 7 月 31 日以降平成 32 年 7 月 30 日（同日を含む。）までの日を償還請求日（以下に定義される。）とする場合は、当該償還請求日において C 種種類株式及び D 種種類株式のいずれについても発行済株式（発行会社が有するものを除く。）が存しないときに限り、また、(ii)平成 32 年 7 月 31 日以降の日を償還請求日とする場合は、(a)分配可能額（会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額をいう。以下本(1)において同じ。）から、(b)当該償還請求日に発行済の全ての C 種種類株式（発行会社が有するものを除く。）に C 種残余財産分配額（C 種種類株式発行要項 9.(1)に定義される。）を乗じた額及び(c)同日に発行済の全ての D 種種類株式（発行会社が有するものを除く。）に D 種残余財産分配額（D 種種類株式の内容 4.(1)に定義される。）を乗じた額を控除した額（以下「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月 15 日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下「償還請求日」という。）として、償還請求日の 30 取引日前までに本会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下「償還請求事前通知」という。）を行った上で、本会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する B 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該償還請求に係る B 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係る B 種種類株式の数に B 種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、当該 B 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、上記 9.(1)に定める B 種累積未払配当金相当額の計算及び上記 9.(3)に定める日割未払優先

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。但し、償還請求日において償還請求がなされた B 種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使された A 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額（但し、償還請求日が平成 32 年 7 月 31 日以降の日である場合においては、償還請求可能額。以下本(1)において同じ。）を超える場合には、償還請求がなされた B 種種類株式及び取得請求権の行使がなされた A 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ B 種種類株式及び A 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった B 種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) 取得請求等受付場所
株主名簿管理人事務取扱場所　大阪市中央区伏見町三丁目６番３号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　大阪証券代行部

(3) 償還請求等の効力発生
償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する取得請求等受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

13. 金銭を対価とする取得条項
本会社は、払込期日以降いつでも、金銭対価償還日（以下に定義される。）の開始時において、C 種種類株式及び D 種種類株式のいずれについても発行済株式（発行会社が有するものを除く。）が存しない場合に限り、本会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B 種種類株主等に対して、金銭対価償還日の 60 取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B 種種類株式の全部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係る B 種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係る B 種種類株式の数に B 種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、B 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本 13. においては、上記 9.(1)に定める B 種累積未払配当金相当額の計算及び上記 9.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係る B 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

14. 譲渡制限
B 種種類株式を譲渡により取得するには、本会社の取締役会の承認を受けなければならない。

15. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
(1) 本会社は、B 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
(2) 本会社は、B 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
(3) 本会社は、B 種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

16. 優先順位
(1) A 種優先配当金（A 種種類株式発行要項 8.(1)に定義される。）、B 種優先配当金、C 種優先配当金（C 種種類株式発行要項 8.(1)に定義される。）、D 種優先配当金（D 種種類株式の内容 3.(1)に定義される。）、B 種累積未払配当金相当額、C 種累積未払配当金相当額（C 種種類株式発行要項 8.(4)に定義される。）、D 種累積未払配当金相当額（D 種種類株式の内容 3.(4)に定義される。）、D 種普通配当金（D 種種類株式の内容 3.(5)(a)に定義される。）及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、C種累積未払配当金相当額及びD種累積未払配当金相当額が第1順位（それらの間では同順位）、C種優先配当金及びD種優先配当金が第2順位（それらの間では同順位）、A種優先配当金、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額が第3順位（それらの間では同順位）、D種普通配当金及び普通株主等に対する剰余金の配当が第4順位（それらの間では同順位）とする。

(2) A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式、D種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、C種種類株式及びD種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、A種種類株式に係る残余財産の分配を第3順位、普通株式に係る残余財産の分配を第4順位とする。

(3) 本会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以　上

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

別紙３　Ｃ種種類株式発行要項

Ｃ種種類株式発行要項

1. 株式の名称
ユニチカ株式会社Ｃ種種類株式（以下「Ｃ種種類株式」という。）

2. 募集株式の数
10,000株

3. 募集株式の払込金額
1株につき1,000,000円

4. 増加する資本金及び資本準備金
資本金　　5,000,000,000円（1株につき、500,000円）
資本準備金　5,000,000,000円（1株につき、500,000円）

5. 払込金額の総額
10,000,000,000円

6. 払込期日
平成26年7月31日。但し、本会社取締役会は、払込期日を平成26年8月1日から平成26年8月29日までの間の日に変更することができる。

7. 発行方法
第三者割当の方法により、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合に10,000株を割り当てる。

8. 剰余金の配当

(1) Ｃ種優先配当金
本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＣ種種類株式を有する株主（以下「Ｃ種種類株主」という。）又はＣ種種類株式の登録株式質権者（Ｃ種種類株主と併せて以下「Ｃ種種類株主等」という。）に対し、下記16.(1)に定める支払順位に従い、Ｃ種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「Ｃ種優先配当金」という。）を行う。なお、Ｃ種優先配当金に、各Ｃ種種類株主等が権利を有するＣ種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) Ｃ種優先配当金の金額
Ｃ種種類株式1株当たりのＣ種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。

(a) 1,000,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、6.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し、当該剰余金の配当の基準日が平成27年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日（Ｃ種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。））（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日としてＣ種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、Ｃ種種類株式1株当たりのＣ種優先配当金の額は、その各配当におけるＣ種優先配当金（但し、下記(b)に従ってＣ種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算されるＣ種

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の合計額を控除した金額とする。

(b) 上記(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に本会社がC種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行うC種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのC種種類株式（本会社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのC種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(3) 非参加条項

本会社は、C種種類株主等に対しては、C種優先配当金及びC種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてC種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るC種優先配当金につき本(4)に従い累積したC種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、上記(2)(b)に従ってC種優先配当金を計算したときは、上記(2)(a)に従い計算されるC種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該事業年度に係るC種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)(a)に従い計算されるC種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度に係る定時株主総会の翌日（同日を含む。）以降においては、年率6.0%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下「C種累積未払配当金相当額」という。）については、下記16.(1)に定める支払順位に従い、C種種類株主等に対して配当する。

9. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

本会社は、残余財産を分配するときは、C種種類株主等に対し、下記16.(2)に定める支払順位に従い、C種種類株式1株につき、払込金額相当額に、C種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「C種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてC種累積未払配当金相当額を計算する。なお、C種残余財産分配額に、各C種種類株主等が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

C種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

C種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてC種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記8.(2)(a)に従い計算されるC

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

種優先配当金相当額とする。

10. 議決権

C 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

11. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

C 種種類株主は、払込期日以降いつでも、本会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有する C 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係る C 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該 C 種種類株主に対して交付するものとする。

(2) C 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

C 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係る C 種種類株式の数に、C 種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、上記 9.(1)に定める C 種累積未払配当金相当額の計算及び上記 9.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、C 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係る C 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

56.9 円

(4) 取得価額の修正

取得価額は、平成 27 年 3 月 15 日及びそれ以降の 6 か月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する 30 取引日（以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該 VWAP の平均値は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。）の 92%に相当する額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が 35.0 円（但し、下記(6)の調整を受ける。以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、また、修正後取得価額が 78.8 円（但し、下記(6)の調整を受ける。以下「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において本会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAP が公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

(5) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③ 下記(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\text{発行済普通株式数} - \text{本会社が保有する普通株式の数}\right) + \dfrac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\left(\text{発行済普通株式数} - \text{本会社が保有する普通株式の数}\right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

④ 本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

⑤ 行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、本会社又は本会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はC種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

② 取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数（但し、本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する 30 取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(6) 上限取得価額及び下限取得価額の調整

上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額及び下限取得価額についても、

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

「取得価額」を「上限取得価額」又は「下限取得価額」に読み替えた上で上記(5)の規定を準用して同様の調整を行う。

(7) 普通株式対価取得請求受付場所
株主名簿管理人事務取扱場所　大阪市中央区伏見町三丁目６番３号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　大阪証券代行部

(8) 普通株式対価取得請求の効力発生
普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(7)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(9) 普通株式の交付方法
本会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたC種種類株主に対して、当該C種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

12. 金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権

(1) D種種類株式等対価取得請求権
C種種類株主は、払込期日以降いつでも、D種種類株式等対価取得請求日（以下に定義される。）の30取引日前までに本会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下「D種種類株式等対価取得請求事前通知」という。）を行った上で、本会社に対して、金銭及びD種種類株式の交付と引換えに、その有するC種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「D種種類株式等対価取得請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数にC種残余財産分配額を乗じて得られる額及び下記(2)に定める数のD種種類株式を、当該C種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、上記9.(1)に定めるC種累積未払配当金相当額の計算及び上記9.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「D種種類株式等対価取得請求が効力を生じた日」（以下「D種種類株式等対価取得請求日」という。）と読み替えて、C種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。但し、当該D種種類株式等対価取得請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、D種種類株式等対価取得請求日における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。）を超える場合には、D種種類株式等対価取得請求がなされたC種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、C種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったC種種類株式については、D種種類株式等対価取得請求がなされなかったものとみなす。

(2) C種種類株式の取得と引換えに交付するD種種類株式の数
上記(1)によるC種種類株式の取得と引換えに交付するD種種類株式の数は、D種種類株式等対価取得請求日が、(i)平成26年8月1日（同日を含む。）から平成27年7月31日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.05を乗じて得られる数、(ii)平成27年8月1日（同日を含む。）から平成28年7月31日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.08を乗じて得られる数、(iii)平成28年8月1日（同日を含む。）から平成29年7月31日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.14を乗じて得られる数、(iv)平成29年8月1日（同日を含む。）から平成30年7月31日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.18を乗じて得られる数、(v)平成30年8月1日（同日を含む。）か

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

ら平成31年7月31日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.25を乗じて得られる数、(vi)平成31年8月1日（同日を含む。）以降においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.31を乗じて得られる数とする。また、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の取得と引換えに交付するD種種類株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 取得請求等受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所　大阪市中央区伏見町三丁目６番３号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　大阪証券代行部

(4) D種種類株式等対価取得請求等の効力発生

D種種類株式等対価取得請求事前通知の効力は、D種種類株式等対価取得請求事前通知に要する書類が上記(3)に記載する取得請求等受付場所に到達したときに発生する。D種種類株式等対価取得請求の効力は、D種種類株式等対価取得請求に要する書類が上記(3)に記載する取得請求等受付場所に到達したとき、当該書類に記載された効力発生希望日、又はD種種類株式等対価取得請求事前通知が効力を生じた日の30取引日後の日のいずれか最も遅い時点に発生する。

13. 金銭を対価とする取得条項

本会社は、平成27年8月1日以降いつでも、本会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、C種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、C種種類株式の全部（但し、C種種類株主が、金銭対価償還日の到来に先立ち、上記12.に定めるD種種類株式等対価取得請求に係るD種種類株式等対価取得請求事前通知を行った場合には、当該D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式を除く。）を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るC種種類株式の数に(i)C種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額並びに(ii)C種累積未払配当金相当額及び上記9.(3)に定める日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、C種種類株主に対して交付するものとする。なお、本13.においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてC種累積未払配当金相当額を計算し、上記9.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るC種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号の日に該当するか又はいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

① 平成27年8月1日から平成28年7月31日まで　：1.12
② 平成28年8月1日から平成29年7月31日まで　：1.18
③ 平成29年8月1日から平成30年7月31日まで　：1.24
④ 平成30年8月1日から平成31年7月31日まで　：1.30
⑤ 平成31年8月1日以降　：1.38

14. 譲渡制限

C種種類株式を譲渡により取得するには、本会社の取締役会の承認を受けなければならない。

15. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 本会社は、C種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

(2) 本会社は、C 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 本会社は、C 種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

16. 優先順位

(1) A 種優先配当金（A 種種類株式発行要項 8.(1)に定義される。）、B 種優先配当金（B 種種類株式発行要項8.(1)に定義される。）、C種優先配当金、D種優先配当金（D種種類株式の内容3.(1)に定義される。）、B 種累積未払配当金相当額（B 種種類株式発行要項 8.(4)に定義される。）、C 種累積未払配当金相当額、D 種累積未払配当金相当額（D 種種類株式の内容 3.(4)に定義される。）、D 種普通配当金（D 種種類株式の内容 3.(5)(a)に定義される。）及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、C 種累積未払配当金相当額及びD 種累積未払配当金相当額が第 1 順位（それらの間では同順位）、C 種優先配当金及びD 種優先配当金が第 2 順位（それらの間では同順位）、A 種優先配当金、B 種優先配当金及び B 種累積未払配当金相当額が第 3 順位（それらの間では同順位）、D 種普通配当金及び普通株主等に対する剰余金の配当が第 4 順位（それらの間では同順位）とする。

(2) A 種種類株式、B 種種類株式、C 種種類株式、D 種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、C種種類株式及びD種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、B 種種類株式に係る残余財産の分配を第 2 順位、A 種種類株式に係る残余財産の分配を第 3 順位、普通株式に係る残余財産の分配を第 4 順位とする。

(3) 本会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以　上

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

別紙４　D種種類株式の内容

D種種類株式の内容

1. 株式の名称
ユニチカ株式会社D種種類株式（以下「D種種類株式」という。）

2. D種種類株式の発行可能種類株式総数
3,100株

3. 剰余金の配当

(1) D種優先配当金
本会社は、D種種類株式の発行日（D種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。）（同日を含む。）からその2年後の応当日の前日（同日を含む。）までの間（以下「D種優先配当期間」という。）、あるD種優先配当年度（以下に定義する。）に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種種類株式を有する株主（以下「D種種類株主」という。）又はD種種類株式の登録株式質権者（D種種類株主と併せて以下「D種種類株主等」という。）に対し、下記10.(1)に定める支払順位に従い、D種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「D種優先配当金」という。）を行う。なお、D種優先配当金に、各D種種類株主等が権利を有するD種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。D種優先配当年度とは、(i)D種種類株式の発行日（同日を含む。）から同日の属する事業年度の末日（同日を含む。）までの期間、(ii)D種優先配当期間の末日が属する事業年度の初日（同日を含む。）からD種優先配当期間の末日（同日を含む。）までの期間、及び(iii)上記(i)に定める事業年度と上記(ii)に定める事業年度の間の事業年度（もしあれば。）の初日（同日を含む。）から末日（同日を含む。）までの期間（上記(i)に定める事業年度と上記(ii)に定める事業年度の間に複数の事業年度がある場合には、かかる各事業年度の初日（同日を含む。）から末日（同日を含む。）までの各期間）をいう。

(2) D種優先配当金の金額
D種種類株式1株当たりのD種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。

(a) 1,000,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、6.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属するD種優先配当年度の初日（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該D種優先配当年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算により算出される金額とする。但し、当該剰余金の配当の基準日の属するD種優先配当年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日としてD種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、D種種類株式1株当たりのD種優先配当金の額は、その各配当におけるD種優先配当金（但し、下記(b)に従ってD種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算されるD種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の合計額を控除した金額とする。

(b) 上記(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に本会社がD種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行うD種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのD種種類株式（本会社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのD種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

(3) 非参加条項

本会社は、あるD種優先配当年度に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、D種種類株主等に対しては、D種優先配当金及びD種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

あるD種優先配当年度に属する日を基準日としてD種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該D種優先配当年度より前のD種優先配当年度に係るD種優先配当金につき本(4)に従い累積したD種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、上記(2)(b)に従ってD種優先配当金を計算したときは、上記(2)(a)に従い計算されるD種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該D種優先配当年度に係るD種優先配当金の額（当該D種優先配当年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)(a)に従い計算されるD種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該D種優先配当年度の末日の翌日以降の期間（D種優先配当期間の経過後を含む。）に累積する。この場合の累積額は、当該D種優先配当年度の末日に終了する事業年度（但し、当該D種優先配当年度の末日に事業年度が終了しない場合には、当該D種優先配当年度の末日が属する事業年度）に係る定時株主総会の翌日（同日を含む。）以降においては、年率6.0%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下「D種累積未払配当金相当額」という。）については、当該D種優先配当年度の末日の翌日以降、下記10.(1)に定める支払順位に従い、D種種類株主等に対して配当する。

(5) D種優先配当期間経過後の配当

(a) 本会社は、D種優先配当期間の末日の翌日（同日を含む。）以降の日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種種類株主等に対し、D種種類株式1株につき、払込金額相当額に下記(b)に定める配当率（以下「D種普通配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「D種普通配当金」という。）の配当を、下記10.(1)に定める支払順位に従って行う。なお、D種普通配当金に、各D種種類株主等が権利を有するD種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(b) D種普通配当率は、当該基準日に係る普通株式1株あたりの剰余金の配当の金額を、当該基準日から起算して3取引日前の日（同日を含む。）に先立つ連続する20取引日（以下「D種普通配当率算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、D種普通配当率算定期間中に下記6.(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記6.(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。）で除して得られた比率とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において本会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

4. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

本会社は、残余財産を分配するときは、D種種類株主等に対し、下記10.(2)に定める支払順位に従

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

い、D 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、D 種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「D 種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして D 種累積未払配当金相当額を計算する。なお、D 種残余財産分配額に、各 D 種種類株主等が権利を有する D 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

D 種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

D 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日が D 種優先配当期間内の場合は、当該分配日の属する D 種優先配当年度において、分配日を基準日として D 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記 3.(2)(a)に従い計算される D 種優先配当金相当額とし、分配日が D 種優先配当期間経過後の場合は、零とする。

5. 議決権

D 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

6. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式等対価取得請求権

D 種種類株主は、いつでも、本会社に対して、(i)下記(2)(a)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式」という。）又は(ii)下記(2)(b)に定める数及び金額の普通株式及び金銭（以下「請求対象普通株式等」という。）のいずれかの交付と引換えに、その有する D 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式等対価取得請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該普通株式等対価取得請求に係る D 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、(i)請求対象普通株式又は(ii)請求対象普通株式等を、当該 D 種種類株主に対して交付するものとする。なお、D 種種類株主は、普通株式等対価取得請求を行うに際しては、請求対象普通株式と請求対象普通株式等のいずれを対価とするのかを選択することができる。

(2) D 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

(a) D 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式等対価取得請求に係る D 種種類株式の数に、D 種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)(a)においては、上記 4.(1)に定める D 種累積未払配当金相当額の計算及び上記 4.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式等対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、D 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式等対価取得請求に係る D 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

(b) (i)D 種種類株式の取得と引換えに交付する請求対象普通株式等のうち、普通株式の数は、普通株式等対価取得請求に係る D 種種類株式の数に、払込金額相当額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式等対価取得請求に係る D 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。(ii)D 種種類株式の取得と引換えに交付する請求対象普通株式等のうち、金銭の額は、当該普通株式等対価請求に係る D 種種類株式の数に、D 種累積未払配当金相当額及び日

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

割未払優先配当金額を加えた額を乗じて得られる額とする。なお、本(2)(b)においては、上記4.(1)に定めるD種累積未払配当金相当額の計算及び上記4.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式等対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、D種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。但し、当該普通株式等対価取得請求がなされたD種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、普通株式等対価取得請求が効力を生じた日における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。）を超える場合には、普通株式等対価取得請求がなされたD種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、D種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったD種種類株式については、普通株式等対価取得請求がなされなかったものとみなす。

(3) 当初取得価額
56.9円

(4) 取得価額の修正
取得価額は、D種種類株式発行後の毎月15日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する20取引日（以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。）の92%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が28.5円（但し、下記(6)の調整を受ける。以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、また、修正後取得価額が85.4円（但し、下記(6)の調整を受ける。以下「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。

(5) 取得価額の調整
(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。
① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。
② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

③　下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{本会社が保有する普通株式の数}) + \dfrac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{本会社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

④　本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

⑤　行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、本会社又は本会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はD種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

② 取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

③ その他、発行済普通株式数（但し、本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する 20 取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(6) 上限取得価額及び下限取得価額の調整

上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額及び下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」又は「下限取得価額」に読み替えた上で上記(5)の規定を準用して同様の調整を行う。

(7) 普通株式等対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所　大阪市中央区伏見町三丁目６番３号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　大阪証券代行部

(8) 普通株式等対価取得請求の効力発生

普通株式等対価取得請求の効力は、普通株式等対価取得請求に要する書類が上記(7)に記載する普通株式等対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(9) 普通株式の交付方法

本会社は、普通株式等対価取得請求の効力発生後、当該普通株式等対価取得請求をした D 種種類株

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

主に対して、当該 D 種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

7. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

D 種種類株主は、平成 32 年 7 月 31 日以降の日を取得日（以下「償還請求日」という。）としていつでも、償還請求日の 30 取引日前までに本会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下「D 種種類株式償還請求事前通知」という。）を行った上で、本会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する D 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「償還請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該償還請求に係る D 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係る D 種種類株式の数に下記(2)に定める D 種種類株式 1 株当たりの償還価額を乗じて得られる額の金銭を、当該D種種類株主に対して交付するものとする。但し、当該償還請求がなされた D 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額（会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額をいう。）を超える場合には、償還請求がなされた D 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、D 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった D 種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) D 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

D 種種類株式 1 株当たりの償還価額は、以下(i)又は(ii)の算式に基づいて算定される額のうち、高い価額とする。

（算式）

(i) 払込金額相当額+D 種累積未払配当金相当額+D 種日割未払優先配当金額

(ii) 払込金額相当額×(1+(パリティー1)×0.25)+D 種累積未払配当金相当額
+D 種日割未払優先配当金額

上記算式(i)(ii)において、償還請求日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして D 種累積未払配当金相当額を計算する。

上記算式(i)(ii)における「D 種日割未払優先配当金額」は、償還請求日が D 種優先配当期間内の場合は、当該償還請求日の属する D 種優先配当年度において、償還請求日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記 3.(2)(a)に従い計算される優先配当金額相当額とし、償還請求日が D 種優先配当期間経過後の場合は、零とする。

また、上記算式(ii)における「パリティ」は、D 種種類株式償還請求事前通知を行った日の本会社の普通株式の終値を D 種種類株式償還請求事前通知を行った日において有効な修正後取得価額で除した数（小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。

(3) 償還請求等受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所　大阪市中央区伏見町三丁目６番３号
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　大阪証券代行部

(4) 償還請求等の効力発生

D 種種類株式償還請求事前通知の効力は、D 種種類株式償還請求事前通知に要する書類が上記(3)に記載する償還請求等受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、償還請求に要する書類が上記(3)に記載する償還請求等受付場所に到達したとき、当該書類に記載された効力発生希望日、又は D 種種類株式償還請求事前通知が効力を生じた日の 30 取引日後の日のいずれか最も遅い時点に発生する。

8. 譲渡制限

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

D 種種類株式を譲渡により取得するには、本会社の取締役会の承認を受けなければならない。

9. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 本会社は、D 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 本会社は、D 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 本会社は、D 種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

10. 優先順位

(1) A 種優先配当金（A 種種類株式発行要項 8.(1)に定義される。）、B 種優先配当金（B 種種類株式発行要項 8.(1)に定義される。）、C 種優先配当金（C 種種類株式発行要項 8.(1)に定義される。）、D 種優先配当金、B 種累積未払配当金相当額（B 種種類株式発行要項 8.(4)に定義される。）、C 種累積未払配当金相当額（C 種種類株式発行要項 8.(4)に定義される。）、D 種累積未払配当金相当額、D 種普通配当金及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、C 種累積未払配当金相当額及び D 種累積未払配当金相当額が第 1 順位（それらの間では同順位）、C 種優先配当金及び D 種優先配当金が第 2 順位（それらの間では同順位）、A 種優先配当金、B 種優先配当金及び B 種累積未払配当金相当額が第 3 順位（それらの間では同順位）、D 種普通配当金及び普通株主等に対する剰余金の配当が第 4 順位（それらの間では同順位）とする。

(2) A 種種類株式、B 種種類株式、C 種種類株式、D 種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、C 種種類株式及び D 種種類株式に係る残余財産の分配を第 1 順位（それらの間では同順位）、B 種種類株式に係る残余財産の分配を第 2 順位、A 種種類株式に係る残余財産の分配を第 3 順位、普通株式に係る残余財産の分配を第 4 順位とする。

(3) 本会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以　上

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

別紙５　定款変更案

定款変更案

（下線部分は変更個所）

現行定款	変更案
第６条（発行可能株式総数） 本会社の発行可能株式総数は 1,786,000,000 株とする。	第６条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 本会社の発行可能株式総数は 1,786,000,000 株とし、当会社が発行することのできる各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。 普通株式　1,786,000,000 株 A 種種類株式　21,740 株 B 種種類株式　5,759 株 C 種種類株式　10,000 株 D 種種類株式　3,100 株
第８条（単元株式数） 本会社の単元株式数は 1,000 株とする。	第８条（単元株式数） 普通株式の単元株式数は1,000株とし、A種種類株式、B 種種類株式、C 種種類株式及び D 種種類株式の単元株式数は１株とする。
（新設）	第２章の２　種類株式
（新設）	第 13 条の 2（A 種種類株式） 本会社の発行する A 種種類株式の内容は次のとおりとする。 （剰余金の配当） １．(1) 本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を有する株主（以下「A 種種類株主」という。）又は A 種種類株式の登録株式質権者（A 種種類株主と併せて以下「A 種種類株主等」という。）に対し、第 13 条の 7 第 1 項に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A 種優先配当金」という。）を行う。なお、A 種優先配当金に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 (2) A 種種類株式 1 株当たりの A 種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	四捨五入する。 (a) 1,000,000 円（以下、本条において「払込金額相当額」という。）に、1.20％を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し当該剰余金の配当の基準日が平成27年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、A 種払込期日（A 種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。））（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日（但し当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）として日割計算により算出される金額とする。但し当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日として A 種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、A 種種類株式 1 株当たりの A 種優先配当金の額は、その各配当における A 種優先配当金（但し本号(b)に従って A 種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算される A 種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の合計額を控除した金額とする。 (b) 本号(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日（以下、本条において「配当基準日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に本会社が A 種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行う A 種優先配当金の額は、本号(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みの A 種種類株式（本会社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みの A 種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。 (3)本会社は、A 種種類株主等に対しては、A 種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。 (4) ある事業年度に属する日を基準日として A 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	当の不足額は、翌事業年度以降に累積しない。 （残余財産の分配） ２．(1) 本会社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株主等に対し、第 13 条の 7 第 2 項に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、第(3)号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A 種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、A 種残余財産分配額に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 (2) A 種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。 (3) A 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、残余財産の分配が行われる日（以下、本条において「分配日」という。）の属する事業年度において、分配日を基準日として A 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前項第(2)号(a)に従い計算される A 種優先配当金相当額とする。 （議決権） ３．A 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 （普通株式を対価とする取得請求権） ４．(1) A 種種類株主は、平成 32 年 7 月 31 日以降いつでも、本会社に対して、次号に定める数の普通株式（以下、本条において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。 (2) A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数 A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式の数に、A 種残余財産分配額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第 2 項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。 (3) 取得価額は、当初、平成32年7月31日に先立つ連続する30取引日（以下、本号において「当初取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に相当する額（以下、本条において「当初取得価額」という。）とする。但し当初取得価額が35円（但し第(6)号の調整を受ける。以下、本条において「当初下限取得価額」という。）を下回る場合には、当初取得価額は当初下限取得価額とする。なお、当初取得価額算定期間中に第(5)号に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値及び当初下限取得価額は第(5)号に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。「取引日」とは、東京証券取引所において本会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。 (4) 取得価額は、平成33年1月31日（同日を含む。）以降、毎年1月末日及び7月末日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下、本条において「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日（以下、本号において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。）に相当する額に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を本条において「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（但し第(6)号の調整を受ける。）又は当初下限取得価額のうちいずれか高い方の金額（以下、本条において「下限取得

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。 (5) 取得価額の調整 (a)以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。 ①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但しその時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但しその時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。 $$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$ 調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。 ②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。 $$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$ 調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。 ③本号(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	付する場合を除く。）、次の算式（以下、本条において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本条において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。 $$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) + \dfrac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$ ④本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。 ⑤行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	日の翌日以降これを適用する。但し本⑤による取得価額の調整は、本会社又は本会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。 (b) 本号(a)に掲げた事由によるほか、本(b)①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。 ①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。 ②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 ③その他、発行済普通株式数（但し本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。 (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。 (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。 (6) 前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、下限取得価額及び当初下限取得価額についても、「取得価額」を「下限取得価額」及び「当初下限取

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	得価額」に読み替えた上で前号の規定を準用して同様の調整を行う。 （金銭を対価とする取得請求権） ５．A 種種類株主は、平成 30 年 7 月 31 日以降、(i) 平成 30 年 7 月 31 日以降平成 32 年 7 月 30 日（同日を含む。）までの日を償還請求日（以下に定義される。）とする場合は、当該償還請求日において C 種種類株式及び D 種種類株式のいずれについても発行済株式（発行会社が有するものを除く。）が存しないときに限り、また、(ii) 平成 32 年 7 月 31 日以降の日を償還請求日とする場合は、(a)分配可能額（会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額をいう。以下同じ。）から、(b)当該償還請求日に発行済の全ての C 種種類株式（発行会社が有するものを除く。）に C 種残余財産分配額（第 13 条の 4 第 2 項第(1)号に定義される。以下同じ。）を乗じた額及び(c)同日に発行済の全ての D 種種類株式（発行会社が有するものを除く。）に D 種残余財産分配額（第 13 条の 5 第 2 項第(1)号に定義される。以下同じ。）を乗じた額を控除した額（以下、本条において「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月 15 日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、本条において「償還請求日」という。）として、償還請求日の 30 取引日前までに本会社に対して書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、本会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「償還請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該償還請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係る A 種種類株式の数に A 種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第 2 項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。但し償還請求日において償還請求がなされた A 種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使された B 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額（但し償還請求日が平成 32 年 7 月 31 日以降の日である場合においては、償還請求可能

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	額。以下本項において同じ。）を超える場合には、償還請求がなされた A 種種類株式及び取得請求権の行使がなされた B 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ A 種種類株式及び B 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった A 種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。 （金銭を対価とする取得条項） ６．本会社は、A 種払込期日以降いつでも、金銭対価償還日（以下に定義される。）の開始時において、B 種種類株式、C 種種類株式及び D 種種類株式のいずれについても発行済株式（発行会社が有するものは除く。）が存しない場合に限り、本会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A 種種類株主等に対して、金銭対価償還日の 60 取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A 種種類株式の全部を取得することができる（以下、本条において「金銭対価償還」という。）ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式の数に A 種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、A 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第 2 項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 （譲渡制限） ７．A 種種類株式を譲渡により取得するには、本会社の取締役会の承認を受けなければならない。
（新設）	第 13 条の 3（B 種種類株式） 本会社の発行する B 種種類株式の内容は次のとおりとする。 （剰余金の配当） １．(1) 本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	終の株主名簿に記載又は記録された B 種種類株式を有する株主（以下「B 種種類株主」という。）又は B 種種類株式の登録株式質権者（B 種種類株主と併せて以下「B 種種類株主等」という。）に対し、第 13 条の 7 第 1 項に定める支払順位に従い、B 種種類株式 1 株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「B 種優先配当金」という。）を行う。なお、B 種優先配当金に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 (2)B 種種類株式 1 株当たりの B 種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。 (a) 1,000,000 円（以下、本条において「払込金額相当額」という。）に、2.374%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し当該剰余金の配当の基準日が平成 27 年 3 月末日に終了する事業年度に属する場合は、B 種払込期日（B 種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。））（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日（但し当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）として日割計算により算出される金額とする。但し当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日として B 種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、B 種種類株式 1 株当たりの B 種優先配当金の額は、その各配当における B 種優先配当金（但し本号(b)に従って B 種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算される B 種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の合計額を控除した金額とする。 (b) 本号(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日（以下、本条において「配当基準日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に本会社が B 種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行う B 種優先配当金の額は、本号(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みの B 種種類株式（本会社が有する

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	ものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みの B 種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。 (3) 本会社は、B 種種類株主等に対しては、B 種優先配当金及び B 種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。 (4) ある事業年度に属する日を基準日として B 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係る B 種優先配当金につき本号に従い累積した B 種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、第(2)号(b)に従って B 種優先配当金を計算したときは、第(2)号(a)に従い計算される B 種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該事業年度に係る B 種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第(2)号(a)に従い計算される B 種優先配当金の額をいう。但しかかる計算においては、第(2)号(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度に係る定時株主総会の翌日（同日を含む。）以降においては、年率 2.374%の利率で 1 年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下「B 種累積未払配当金相当額」という。）については、第 13 条の 7 第 1 項に定める支払順位に従い、B 種種類株主等に対して配当する。 （残余財産の分配） ２．(1) 本会社は、残余財産を分配するときは、B 種種類株主等に対し、第 13 条の 7 第 2 項に定める支払順位に従い、B 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	に、B 種累積未払配当金相当額及び第(3)号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「B 種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し本号においては、残余財産の分配が行われる日（以下、本条において「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして B 種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B 種残余財産分配額に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 (2) B 種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。 (3) B 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として B 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第 1 項第(2)号(a)に従い計算される B 種優先配当金相当額とする。 （議決権） ３．B 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 （普通株式を対価とする取得請求権） ４．(1) B 種種類株主は、(i)平成 30 年 7 月 31 日以降、平成 32 年 7 月 30 日（同日を含む。）までの間は、普通株式対価取得請求（以下に定義される。）の効力が生じる時点において C 種種類株式及び D 種種類株式のいずれについても発行済株式（発行会社が有するものは除く。）が存しないときに限り、また、(ii)平成 32 年 7 月 31 日以降はいつでも、本会社に対して、次号に定める数の普通株式（以下、本条において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有する B 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係る B 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該 B 種種類株主に対して交付するものとする。 (2) B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係る B 種種類株式の数に、B 種残余財産分配額を乗じて得られる額を、

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第 2 項第(1)号に定める B 種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係る B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。 (3) 取得価額は、当初、平成 30 年 7 月 31 日に先立つ連続する 30 取引日（以下、本号において「当初取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）に相当する額（以下、本条において「当初取得価額」という。）とする。但し当初取得価額が 35 円（但し第(6)号の調整を受ける。以下、本条において「当初下限取得価額」という。）を下回る場合には、当初取得価額は当初下限取得価額とする。なお、当初取得価額算定期間中に第(5)号に規定する事由が生じた場合、上記の VWAP の平均値及び当初下限取得価額は第(5)号に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。 (4) 取得価額は、平成 31 年 1 月 31 日（同日を含む。）以降、毎年 1 月末日及び 7 月末日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下、本条において「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する 30 取引日（以下、本号において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該 VWAP の平均値は次号に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。）に相当する額に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を本条において「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し修正後取得価額が当初取得価額（但し平成 32 年 8 月 1 日以降については、平成 32 年 7 月 31 日における取得価額）の 50%に相当する金額（円

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）（但し第(6)号の調整を受ける。）又は当初下限取得価額のうちいずれか高い方の金額（以下、本条において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。 (5) 取得価額の調整 (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。 ①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但しその時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但しその時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。 $$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$ 調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。 ②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。 $$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$ 調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。 ③本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号にお

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	いて同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、本条において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本条において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。 $$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) + \dfrac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$ ④本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	整式において「1 株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。 ⑤行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が本号(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し本⑤による取得価額の調整は、本会社又は本会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。 (b) 本号(a)に掲げた事由によるほか、本(b)①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。 ①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。 ②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 ③その他、発行済普通株式数（但し本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。 (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。 (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	(6) 前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、下限取得価額及び当初下限取得価額についても、「取得価額」を「下限取得価額」及び「当初下限取得価額」に読み替えた上で前号の規定を準用して同様の調整を行う。 （金銭を対価とする取得請求権） ５．B 種種類株主は、平成 30 年 7 月 31 日以降、(i)平成 30 年 7 月 31 日以降平成 32 年 7 月 30 日（同日を含む。）までの日を償還請求日（以下に定義される。）とする場合は、当該償還請求日において C 種種類株式及び D 種種類株式のいずれについても発行済株式（発行会社が有するものを除く。）が存しないときに限り、また、(ii)平成 32 年 7 月 31 日以降の日を償還請求日とする場合は、(a)分配可能額から、(b)当該償還請求日に発行済の全ての C 種種類株式（発行会社が有するものを除く。）に C 種残余財産分配額を乗じた額及び(c)同日に発行済の全ての D 種種類株式（発行会社が有するものを除く。）に D 種残余財産分配額を乗じた額を控除した額（以下、本条において「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月 15 日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、本条において「償還請求日」という。）として、償還請求日の 30 取引日前までに本会社に対して書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、本会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する B 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「償還請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該償還請求に係る B 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係る B 種種類株式の数に B 種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、当該 B 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本号においては、第 2 項第(1)号に定める B 種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。但し償還請求日において償還請求がなされた B 種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使された A 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額（但し償還請求日が平成 32 年 7 月 31 日以降の日である

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	場合においては、償還請求可能額。以下本号において同じ。）を超える場合には、償還請求がなされたB種種類株式及び取得請求権の行使がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみB種種類株式及びA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。 （金銭を対価とする取得条項） 6．本会社は、B種払込期日以降いつでも、金銭対価償還日（以下に定義される。）の開始時において、C種種類株式及びD種種類株式のいずれについても発行済株式（発行会社が有するものを除く。）が存しない場合に限り、本会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部を取得することができる（以下、本条において「金銭対価償還」という。）ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数にB種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 （譲渡制限） 7．B種種類株式を譲渡により取得するには、本会社の取締役会の承認を受けなければならない。
（新設）	第13条の4（C種種類株式） 本会社の発行するC種種類株式の内容は次のとおりとする。 （剰余金の配当） 1．(1) 本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された C 種種類株式を有する株主（以下「C 種種類株主」という。）又は C 種種類株式の登録株式質権者（C 種種類株主と併せて以下「C 種種類株主等」という。）に対し、第 13 条の 7 第 1 項に定める支払順位に従い、C 種種類株式 1 株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「C 種優先配当金」という。）を行う。なお、C 種優先配当金に、各 C 種種類株主等が権利を有する C 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 (2) C 種種類株式 1 株当たりの C 種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。 (a) 1,000,000 円（以下、本条において「払込金額相当額」という。）に、6.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し当該剰余金の配当の基準日が平成 27 年 3 月末日に終了する事業年度に属する場合は、C 種払込期日（C 種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。））（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日（但し当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日）として日割計算により算出される金額とする。但し当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日として C 種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、C 種種類株式 1 株当たりの C 種優先配当金の額は、その各配当における C 種優先配当金（但し本号(b)に従って C 種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算される C 種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の合計額を控除した金額とする。 (b) 本号(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日（以下、本条において「配当基準日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に本会社が C 種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行う C 種優先配当金の額は、本号(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前に

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	おいて発行済みのC種種類株式（本会社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのC種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。 (3) 本会社は、C種種類株主等に対しては、C種優先配当金及びC種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。 (4) ある事業年度に属する日を基準日としてC種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るC種優先配当金につき本号に従い累積したC種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、第(2)号(b)に従ってC種優先配当金を計算したときは、第(2)号(a)に従い計算されるC種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該事業年度に係るC種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第(2)号(a)に従い計算されるC種優先配当金の額をいう。但しかかる計算においては、第(2)号(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度に係る定時株主総会の翌日（同日を含む。）以降においては、年率6.0%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下「C種累積未払配当金相当額」という。）については、第13条の7第1項に定める支払順位に従い、C種種類株主等に対して配当する。 （残余財産の分配） ２．(1) 本会社は、残余財産を分配するときは、C種種類株主等に対し、第13条の7第2項に定める支払順

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	位に従い、C 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、C 種累積未払配当金相当額及び第(3)号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「C 種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し本号においては、残余財産の分配が行われる日（以下、本条において「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして C 種累積未払配当金相当額を計算する。なお、C 種残余財産分配額に、各 C 種種類株主等が権利を有する C 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 (2) C 種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。 (3) C 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として C 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前項第(2)項(a)に従い計算される C 種優先配当金相当額とする。 （議決権） ３．C 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 （普通株式を対価とする取得請求権） ４．(1) C 種種類株主は、C 種払込期日以降いつでも、本会社に対して、次号に定める数の普通株式（以下、本条において「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有する C 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係る C 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該 C 種種類株主に対して交付するものとする。 (2) C 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係る C 種種類株式の数に、C 種残余財産分配額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第 2 項第(1)号に定める C 種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、C 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係る C 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。 (3) 取得価額は、当初、56.9 円とする。 (4) 取得価額は、平成 27 年 3 月 15 日及びそれ以降の 6 か月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下、本条において「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する 30 取引日（以下、本号において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該 VWAP の平均値は次号に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。）の 92%に相当する額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を本条において「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し修正後取得価額が 35.0 円（但し第(6)号の調整を受ける。以下、本条において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、また、修正後取得価額が 78.8 円（但し第(6)号の調整を受ける。以下、本条において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。 (5) 取得価額の調整 (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。 ①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但しその時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但しその時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$ 調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。 ②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。 $$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$ 調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。 ③本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、本条において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本条において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。 $$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) \pm \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$ ④本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。 ⑤行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資さ

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	れる財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が本号(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式１株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式１株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し本⑤による取得価額の調整は、本会社又は本会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。 (b) 本号(a)に掲げた事由によるほか、本(b)①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はＣ種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。 ①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。 ②取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 ③その他、発行済普通株式数（但し本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。 (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。 (d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する 30 取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値とする。 (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。 (6)前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額及び下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」又は「下限取得価額」に読み替えた上で前号の規定を準用して同様の調整を行う。 （金銭及び D 種種類株式を対価とする取得請求権） ５．(1) C 種種類株主は、C 種払込期日以降いつでも、D 種種類株式等対価取得請求日（以下に定義される。）の 30 取引日前までに本会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下「D 種種類株式等対価取得請求事前通知」という。）を行った上で、本会社に対して、金銭及び D 種種類株式の交付と引換えに、その有する C 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「D 種種類株式等対価取得請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該 D 種種類株式等対価取得請求に係る C 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内にお

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	いて、当該D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数にC種残余財産分配額を乗じて得られる額及び次号に定める数のD種種類株式を、当該C種種類株主に対して交付するものとする。なお、本号においては、第2項第(1)号に定めるC種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「D種種類株式等対価取得請求が効力を生じた日」（以下「D種種類株式等対価取得請求日」という。）と読み替えて、C種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。但し当該D種種類株式等対価取得請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、D種種類株式等対価取得請求日における分配可能額を超える場合には、D種種類株式等対価取得請求がなされたC種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、C種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったC種種類株式については、D種種類株式等対価取得請求がなされなかったものとみなす。 (2) 前号によるC種種類株式の取得と引換えに交付するD種種類株式の数は、D種種類株式等対価取得請求日が、(i)平成26年8月1日（同日を含む。）から平成27年7月31日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.05を乗じて得られる数、(ii)平成27年8月1日（同日を含む。）から平成28年7月31日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.08を乗じて得られる数、(iii)平成28年8月1日（同日を含む。）から平成29年7月31日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.14を乗じて得られる数、(iv)平成29年8月1日（同日を含む。）から平成30年7月31日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.18を乗じて得られる数、(v)平成30年8月1日（同日を含む。）から平成31年7月31日（同日を含む。）までのいずれかの日である場合においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.25を乗じて得られる数、(vi)平成31年8月1日（同日を含む。）以

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	降においては、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の数に0.31を乗じて得られる数とする。また、D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式の取得と引換えに交付するD種種類株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。 （金銭を対価とする取得条項） 6．本会社は、平成27年8月1日以降いつでも、本会社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、C種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、C種種類株式の全部（但しC種種類株主が、金銭対価償還日の到来に先立ち、前項に定めるD種種類株式等対価取得請求に係るD種種類株式等対価取得請求事前通知を行った場合には、当該D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式を除く。）を取得することができる（以下、本条において「金銭対価償還」という。）ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係るC種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るC種種類株式の数に(i)C種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額並びに(ii)C種累積未払配当金相当額及び第2項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、C種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてC種累積未払配当金相当額を計算し、第2項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るC種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号の日に該当するか又はいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	①平成 27 年 8 月 1 日から平成 28 年 7 月 31 日まで ：1.12 ②平成 28 年 8 月 1 日から平成 29 年 7 月 31 日まで ：1.18 ③平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日まで ：1.24 ④平成 30 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日まで ：1.30 ⑤平成 31 年 8 月 1 日以降　　：1.38 （譲渡制限） ７．C 種種類株式を譲渡により取得するには、本会社の取締役会の承認を受けなければならない。
（新設）	第 13 条の 5（D 種種類株式） 本会社の発行する D 種種類株式の内容は次のとおりとする。 （剰余金の配当） １．(1) 本会社は、D 種種類株式の発行日（D 種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。）（同日を含む。）からその 2 年後の応当日の前日（同日を含む。）までの間（以下「D 種優先配当期間」という。）、ある D 種優先配当年度（以下に定義する。）に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された D 種種類株式を有する株主（以下「D 種種類株主」という。）又は D 種種類株式の登録株式質権者（D 種種類株主と併せて以下「D 種種類株主等」という。）に対し、第 13 条の 7 第 1 項に定める支払順位に従い、D 種種類株式 1 株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「D 種優先配当金」という。）を行う。なお、D 種優先配当金に、各 D 種種類株主等が権利を有する D 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。D 種優先配当年度とは、(i)D 種種類株式の発行日（同日を含む。）から同日の属する事業年度の末日（同日を含む。）までの期間、(ii)D 種優先配当期間の末日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から D 種優先配当期間の末日（同日を含む。）までの期間、及び(iii)上記(i)に定める事業年度と上記(ii)に定める事業年度の間の事業年度（もしあれば。）の初日（同日を含む。）から末日（同日を含む。）までの期間（上記(i)に定める事業年度と上記(ii)に定める事業年度の間に複数の

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	事業年度がある場合には、かかる各事業年度の初日（同日を含む。）から末日（同日を含む。）までの各期間）をいう。 (2) D 種種類株式 1 株当たりの D 種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。 (a)1,000,000 円（以下、本条において「払込金額相当額」という。）に、6.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する D 種優先配当年度の初日（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1 年を 365 日（但し当該 D 種優先配当年度に閏日を含む場合は 366 日）として日割計算により算出される金額とする。但し当該剰余金の配当の基準日の属する D 種優先配当年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日として D 種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、D 種種類株式 1 株当たりの D 種優先配当金の額は、その各配当における D 種優先配当金（但し本号(b)に従って D 種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算される D 種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の合計額を控除した金額とする。 (b) 本号(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日（以下、本条において「配当基準日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に本会社が D 種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行う D 種優先配当金の額は、本号(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みの D 種種類株式（本会社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。）の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みの D 種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。 (3) 本会社は、ある D 種優先配当年度に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、D 種種類株主等に対しては、D 種優先配当金及び D 種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。 (4)あるD種優先配当年度に属する日を基準日としてD種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該D種優先配当年度より前のD種優先配当年度に係るD種優先配当金につき本号に従い累積したD種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、第(2)号(b)に従ってD種優先配当金を計算したときは、第(2)号(a)に従い計算されるD種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該D種優先配当年度に係るD種優先配当金の額（当該D種優先配当年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第(2)号(a)に従い計算されるD種優先配当金の額をいう。但しかかる計算においては、第(2)号(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該D種優先配当年度の末日の翌日以降の期間（D種優先配当期間の経過後を含む。）に累積する。この場合の累積額は、当該D種優先配当年度の末日に終了する事業年度（但し当該D種優先配当年度の末日に事業年度が終了しない場合には、当該D種優先配当年度の末日が属する事業年度）に係る定時株主総会の翌日（同日を含む。）以降においては、年率6.0%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下「D種累積未払配当金相当額」という。）については、当該D種優先配当年度の末日の翌日以降、第13条の7第1項に定める支払順位に従い、D種種類株主等に対して配当する。 (5) D種優先配当期間経過後の配当 (a) 本会社は、D種優先配当期間の末日の翌日（同日を含む。）以降の日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種種類株主等に対し、D種種類株式1株につき、払込金額相当額に本号(b)に定める配当率（以下「D種普通配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「D種普通配当金」

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	という。）の配当を、第 13 条の 7 第 1 項に定める支払順位に従って行う。なお、D 種普通配当金に、各 D 種種類株主等が権利を有する D 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 (b) D 種普通配当率は、当該基準日に係る普通株式 1 株あたりの剰余金の配当の金額を、当該基準日から起算して 3 取引日前の日（同日を含む。）に先立つ連続する 20 取引日（以下「D 種普通配当率算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお、D 種普通配当率算定期間中に第 4 項第(5)号に規定する事由が生じた場合、当該 VWAP の平均値は同項第(5)号に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。）で除して得られた比率とする。 （残余財産の分配） ２．(1) 本会社は、残余財産を分配するときは、D 種種類株主等に対し、第 13 条の 7 第 2 項に定める支払順位に従い、D 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、D 種累積未払配当金相当額及び第(3)号に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「D 種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し本号においては、残余財産の分配が行われる日（以下、本条において「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして D 種累積未払配当金相当額を計算する。なお、D 種残余財産分配額に、各 D 種種類株主等が権利を有する D 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 (2) D 種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。 (3) D 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日が D 種優先配当期間内の場合は、当該分配日の属する D 種優先配当年度において、分配日を基準日として D 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第 1 項第(2)号(a)に従い計算される D 種優先配当金相当額とし、分配日が D 種優先配当期間経過後の場合は、零とする。

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	（議決権） ３．D 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。 （普通株式を対価とする取得請求権） ４．(1) D 種種類株主は、いつでも、本会社に対して、(i)第(2)号(a)に定める数の普通株式（以下、本条において「請求対象普通株式」という。）又は(ii)第(2)号(b)に定める数及び金額の普通株式及び金銭（以下「請求対象普通株式等」という。）のいずれかの交付と引換えに、その有する D 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式等対価取得請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該普通株式等対価取得請求に係る D 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、(i)請求対象普通株式又は(ii)請求対象普通株式等を、当該 D 種種類株主に対して交付するものとする。なお、D 種種類株主は、普通株式等対価取得請求を行うに際しては、請求対象普通株式と請求対象普通株式等のいずれを対価とするのかを選択することができる。 (2) D 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数 (a) D種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式等対価取得請求に係る D 種種類株式の数に、D 種残余財産分配額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号(a)においては、第 2 項第(1)号に定める D 種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式等対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、D 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式等対価取得請求に係る D 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。 (b) (i)D 種種類株式の取得と引換えに交付する請求対象普通株式等のうち、普通株式の数は、普通株式等対価取得請求に係る D 種種類株式の数に、払込金額相当額を乗じて得られる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる数とす

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	る。また、普通株式等対価取得請求に係るD種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。 (ii)D種種類株式の取得と引換えに交付する請求対象普通株式等のうち、金銭の額は、当該普通株式等対価請求に係るD種種類株式の数に、D種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を加えた額を乗じて得られる額とする。なお、本(b)においては、第2項第(1)号に定めるD種累積未払配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式等対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、D種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。但し当該普通株式等対価取得請求がなされたD種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、普通株式等対価取得請求が効力を生じた日における分配可能額を超える場合には、普通株式等対価取得請求がなされたD種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、D種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったD種種類株式については、普通株式等対価取得請求がなされなかったものとみなす。 (3) 取得価額は、当初、56.9円とする。 (4) 取得価額は、D種種類株式発行後の毎月15日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下、本条において「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する20取引日（以下、本号において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。）の92%に相当する額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を本条において「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し修正後取得価額が28.5円（但し第(6)号の調整を

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	受ける。以下、本条において「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、また、修正後取得価額が 85.4 円（但し第(6)号の調整を受ける。以下、本条において「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。 (5) 取得価額の調整 (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。 ①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但しその時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但しその時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。 $$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$ 調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。 ②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。 $$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$ 調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。 ③本号(d)に定める普通株式１株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、本条において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本条において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。 $$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) + \dfrac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$ ④本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。 ⑤行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。）の合計額が本号(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し本⑤による取得価額の調整は、本会社又は本会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。 (b) 本号(a)に掲げた事由によるほか、本(b)①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はD種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。 ①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。 ②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 ③その他、発行済普通株式数（但し本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。 (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 (d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する 20 取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。 (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌され

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	る。 (6) 前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額及び下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」又は「下限取得価額」に読み替えた上で前号の規定を準用して同様の調整を行う。 （金銭を対価とする取得請求権） ５．(1) D 種種類株主は、平成 32 年 7 月 31 日以降の日を取得日（以下、本条において「償還請求日」という。）としていつでも、償還請求日の 30 取引日前までに本会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下「D 種種類株式償還請求事前通知」という。）を行った上で、本会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する D 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「償還請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該償還請求に係る D 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係る D 種種類株式の数に次号に定める D 種種類株式 1 株当たりの償還価額を乗じて得られる額の金銭を、当該 D 種種類株主に対して交付するものとする。但し当該償還請求がなされた D 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求がなされた D 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、D 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった D 種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。 (2) D 種種類株式 1 株当たりの償還価額は、以下(i)又は(ii)の算式に基づいて算定される額のうち、高い価額とする。 （算式） (i)　払込金額相当額+D 種累積未払配当金相当額+D 種日割未払優先配当金額 (ii)　払込金額相当額×(1+(パリティー1)×0.25)+D 種累積未払配当金相当額 +D 種日割未払優先配当金額 上記算式(i)(ii)において、償還請求日が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして D 種累積未払配当金相当額を計算する。

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	上記算式(i)(ii)における「D 種日割未払優先配当金額」は、償還請求日が D 種優先配当期間内の場合は、当該償還請求日の属する D 種優先配当年度において、償還請求日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第 1 項第(2)号(a)に従い計算される優先配当金額相当額とし、償還請求日が D 種優先配当期間経過後の場合は、零とする。 また、上記算式(ii)における「パリティ」は、D 種種類株式償還請求事前通知を行った日の本会社の普通株式の終値を D 種種類株式償還請求事前通知を行った日において有効な修正後取得価額で除した数（小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。 （譲渡制限） ６．D 種種類株式を譲渡により取得するには、本会社の取締役会の承認を受けなければならない。
（新設）	第 13 条の 6（株式の併合又は分割、募集株式の割当て等） 本会社は、A 種種類株式、B 種種類株式、C 種種類株式又は D 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。 本会社は、A 種種類株主、B 種種類株主、C 種種類株主又は D 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 当会社は、A 種種類株主、B 種種類株主、C 種種類株主又は D 種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。 第 13 条の 7（優先順位） １．A 種優先配当金、B 種優先配当金、C 種優先配当金、D 種優先配当金、B 種累積未払配当金相当額、C 種累積未払配当金相当額、D 種累積未払配当金相当額、D 種普通配当金及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、C 種累積未払配当金相当額及び D 種累積未払配当金相当額が第 1 順位（それらの間では同順位）、C 種優先配当金及び D 種優先配当金が第 2 順位（それらの間では同順位）、A 種優先配当金、B 種優先配当金及び B 種累積未払配当金相当額が第 3 順位（それらの間では同順位）、D 種普通配当金及び普通株主等に対する剰余

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現行定款	変更案
	金の配当が第 4 順位（それらの間では同順位）とする。 ２．A 種種類株式、B 種種類株式、C 種種類株式、D 種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、C 種種類株式及び D 種種類株式に係る残余財産の分配を第 1 順位（それらの間では同順位）、B 種種類株式に係る残余財産の分配を第 2 順位、A 種種類株式に係る残余財産の分配を第 3 順位、普通株式に係る残余財産の分配を第 4 順位とする。 ３．本会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。
（新設）	第 19 条の 2（種類株主総会） 第 11 条第 1 項の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。 第 15 条、第 16 条、第 17 条第 1 項、第 18 条及び第 19 条は、種類株主総会にこれを準用する。 第 17 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。